

三 島 市 食 育 基 本 計 画
(案)

三 島 市

目 次

| | |
|--------------------------|----|
| 第1章 計画に対する基本的な考え方 | 2 |
| 1 計画策定の意義 | 2 |
| 2 計画の位置づけ | 3 |
| 3 計画の期間 | 4 |
| 4 計画の構成 | 4 |
| 5 計画の対象 | 5 |
| 第2章 食を取り巻く現状と課題 | 10 |
| 1 本市における社会情勢について | 10 |
| 2 食育について | 12 |
| 3 食生活と健康に関する状況について | 13 |
| 4 食を通じたコミュニケーション等について | 19 |
| 5 食の安全・安心について | 22 |
| 6 食文化等について | 24 |
| 7 食と環境について | 27 |
| 第3章 食育の推進に関する基本方針 | 30 |
| 1 食が及ぼす影響 | 30 |
| 2 食育目標 | 31 |
| 3 食育の長期的な目的（スローガン） | 32 |
| 4 食育の推進主体 | 33 |
| 5 推進体系 | 34 |
| 6 数値目標 | 35 |
| 第4章 取り組みの内容 | 38 |
| 1 食育推進重点プロジェクト | 38 |
| 2 目標別取り組み内容 | 40 |
| 第5章 計画の推進管理 | 66 |
| 1 推進組織 | 66 |
| 2 管理体制 | 66 |
| 3 目標達成評価フロー（PDCAサイクルの活用） | 67 |
| 参考資料 | 70 |
| 1 食育に関する参考資料 | 70 |
| 2 食育基本法 | 72 |
| 3 策定組織名簿 | 76 |
| 4 策定経過 | 78 |

第1章 計画に対する基本的な考え方

第1章 計画に対する基本的な考え方

1 計画策定の意義

(1) 食を取り巻く背景

食は命の源であり、人が生きていくためには食は欠かせないものです。私たちは、自らに最も適した食について豊かな知識を得、経験を重ね、そして文化を築き、健全な食生活を実践しながら生きる力を育んできました。

しかし、近年、高齢社会や少子化、核家族化の進行、長時間労働による父親の不在、ライフスタイルや価値観が多様化するなど社会情勢が大きく変化する中、食習慣の乱れや栄養の偏りをはじめ、BSE（牛海綿状脳症いわゆる狂牛病）や鳥インフルエンザ、食品の偽装表示、無登録農薬や残留農薬など、食生活や食の安全上の問題が顕著化し、私たちの健康が脅かされています。また、食の海外への依存度が高まり、日本型食生活や地域の伝統的食文化が失われてきています。

このように、食生活や食を取り巻く環境が私たちの健康や文化に影響を及ぼしてきた現在、生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むためには、自らが食生活を見直し、食の安全を確保することはもとより、先人から育まれてきた地域の豊かな味覚や伝統的な食文化、さらには日本の「食」そのものを守り、継承していくことが必要です。

国では、生涯にわたって健康で豊かな生活を実現するため、食育を重要課題と位置づけ、平成17年7月に「食育基本法」を施行し、平成18年3月には「食育推進基本計画」を策定するなど、食育を国民的な運動として推進しています。

また、静岡県においても「食を通して人をはぐくむ」を目指し、「静岡県食育推進計画」を平成19年3月に策定したところです。

(2) 食育とは

食育とは、国民一人一人が、生涯を通じた健全な食生活の実現、食文化の継承、健康の確保などが図れるよう、自らの食について考える習慣や食に関するさまざまな知識と食を選択する判断力を、身につけるための学習などの取り組みのことです。

食育基本法では食育を、

生きる上での基本であって、知育、徳育、体育の基礎となるべきもの

様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること

と位置づけています。

(3) 計画の意義

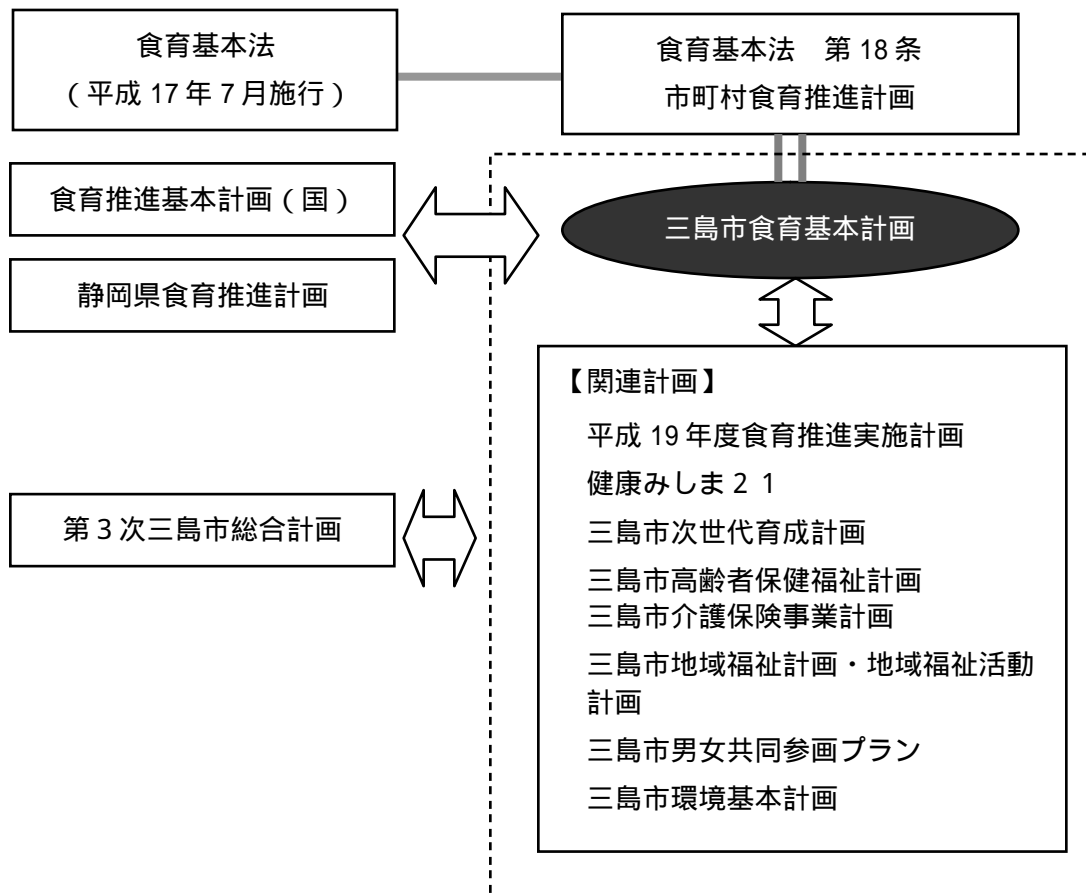
三島市では、平成元年に「健康都市宣言」をし、市民の健康づくりを積極的に進め、平成14年3月には「健康みしま21」を策定し、計画的な健康施策の推進に努めるとともに、食育に関する様々な取り組みを行ってきました。

三島市食育基本計画は、氾濫する食に関する情報、食がもたらす健康への悪影響から子どもたちの健全な成長や安全・安心な市民生活を守るためには、食育を市民との協働により、全市的に進めることが重要と考え、三島市として食育を推進するための基本的な理念や方針、市民、事業者、行政が取り組むべき具体的な方策を示すことにより食育を総合的・計画的に進める指針とするものです。

2 計画の位置づけ

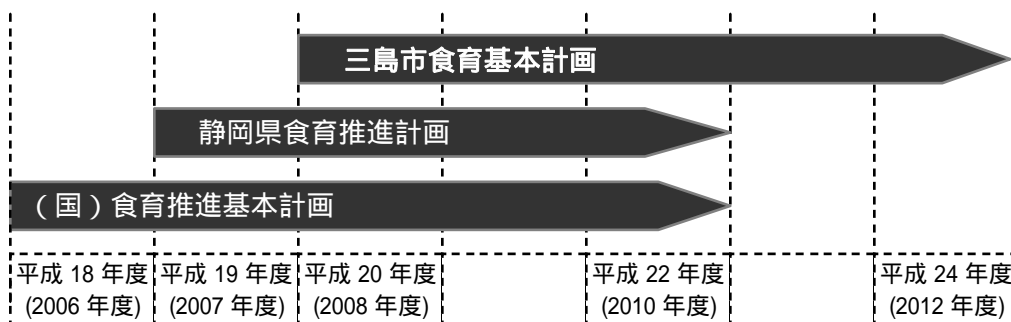
本計画は、食育基本法第18条第1項に基づく市町村食育推進計画です。

三島市として食育に関する基本的な事項について定めるものであり、三島市における関連計画等との整合を図るものとします。

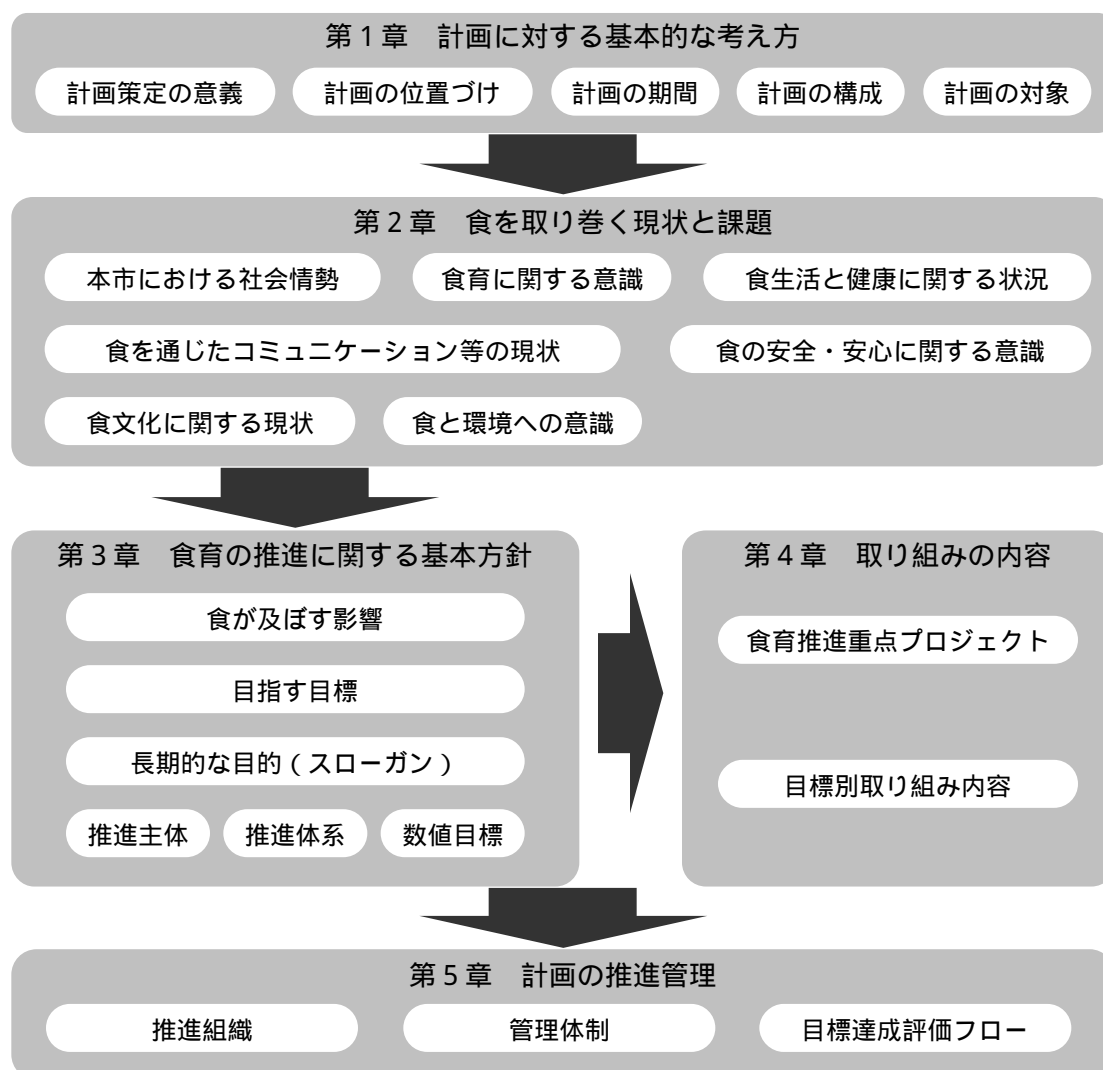


3 計画の期間

本計画の期間は、平成 20 年度から平成 24 年度までの 5 年間とし、計画期間中に状況の変化などが生じた場合には、必要に応じて見直すこととします。



4 計画の構成



5 計画の対象

ライフステージに応じた食育の推進

人は、そのライフステージにあった生活が必要であり、食生活や食習慣においても、長い年月をかけて形成されるものです。そこで、ライフステージごと（胎児期、幼年期、少年期、青年期、壮年期、中年期、高齢期）の特徴に併せ、食育を学び実践することが重要です。

| | |
|-------------|--|
| 胎児期 | 正しい食生活（保護者のライフスタイル等子どもへの影響大） |
| 幼年期（0～5歳） | 成長にあわせた食生活 食事のマナー 良い食習慣を身につける |
| 少年期（6～15歳） | 食の基本的知識を身につける 感謝の気持ちを育む |
| 青年期（16～24歳） | 次代の親づくり 食の選択 食への関心 |
| 壮年期（25～44歳） | 生活習慣病・歯周疾患予防 メタボリックシンドローム対策 食育を推進する担い手 |
| 中年期（45～64歳） | |
| 高齢期（65歳以上） | 元気で長生き 食文化を伝える |

胎児期

胎児期は、保護者(特に母親)の影響を受ける時期です。母親のライフスタイルや健康状態が胎児に影響することを認識し、健康な子を産み育てるため、生活リズムを整え、栄養や健康管理に気をつける必要があります。

また、食生活に関する知識を学び、生まれてくる子どもとともによい食習慣が実践できるように準備することが重要です。

幼年期

幼年期は、最も心身の発達が著しい期間であり、十分な睡眠の確保やバランスの取れた食生活・食習慣を身につけるとともに、味覚、嗅覚、視覚など食に関する五感を磨き、家庭の味などの味覚を覚え始める大切な時期です。

一生のうちで「食」への関心を深める大切な時期であることを認識し、食事のリズムや食べ方、食事をする時の姿勢や箸・スプーンの使い方のしつけなど、基礎的な食習慣を身につけていくことが重要です。

少年期

少年期は、心身の発達とともに行動範囲が拡大し、様々な事柄に関心を示し、自我の確立を伴う大切な時期です。一方で、肥満や虫歯の増加や就寝時間の遅れなどによる生活リズムの乱れ、朝食の欠食、おやつを食べ過ぎやジュース類の飲み過ぎなどによる食習慣の乱れが増加する時期でもあります。

学校給食、栄養指導、農作業体験などの様々な体験を通して、食生活の大切さを学び体験し、望ましい食習慣を身につけられるよう配慮することが大切です。

また、家族団らんの食事は生活に潤いをもたらす貴重な時間であり、家族が相互理解やコミュニケーションを深め、楽しい食事時間を共有できることが大切です。

青年期

青年期は、保護者に依存した食生活から徐々に自立し、食事の選択や判断など、自己の裁量が増えるに従って、食に関する興味や関心を高めていくことが可能な時期でもあります。また、社会的にも大人として扱われるようになるなど、個々の生活習慣が概ね形成される時期です。

生活リズムの変化を契機に、過度のダイエット、就寝時間の乱れ、生活時間が不規則になるといった問題が最も危惧される時期でもあり、自分自身で健康を管理できるような習慣をつくるのが大切です。

また、次代の親として、一人ひとりが食の大切さを自覚し、正しい選択・判断ができる力を身につけることが大切です。

壮年期

壮年期は、働き盛りといわれる時期ですが、子育てや地域社会などにおける役割や責任が徐々に重くなり、心身の負担やストレスが増加する時期でもあります。

そのため、健康的な生活習慣や運動習慣を維持するよう意識し、健康診査などを受診することで、疾病の早期発見・早期治療を行なうとともに、その結果にあわせた生活習慣や食習慣を身につけることも大切です。

また、子育てにおいては、子どもへの基礎的な食習慣を家庭で教える大切な時期であり、親子が互いの健康を意識した生活習慣、食習慣を身につけていくことが大切です。

中年期

中年期は、徐々に身体的機能が低下する中で、地域や職場などでの責任や役割が重くなることから、心身のストレスの増加や生活習慣病・歯周疾患などが発症しやすい時期でもあり、メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)が心配される時期です。

そのため、健康への関心が最も高まる時期であるといえ、壮年期と同様に、健康診断などによる疾病の早期発見・早期治療や、規則正しい生活習慣や食習慣を身につけ、自らの健康管理に努めることが大切です。

また、様々な経験の中で身につけてきた生活習慣や食習慣、食文化などの知識や体験を、次の世代に伝えていくことが大切です。

高齢期

高齢期は、退職などによる生活環境の大きな変化を迎えるとともに、中年期以上に身体的機能の低下が著しく現れ始めるため、多くの人が疾病にかかりやすくなる時期でもあり、元気で活動的に暮らすことができる「健康寿命」の延伸が食育の大きなテーマとなります。

高齢化の進行にともない、一人暮らし世帯が増加し、引きこもりなどの問題を抱える人も増加の傾向にあり、地域での活動に参加するなど、生き甲斐をもって暮らす工夫が大切です。

そのため、地域における食育活動や生涯学習活動、学校等での体験学習などの場において、長い人生経験を活かした様々な食文化などの知識を伝えていくことが大切です。

第2章 食を取り巻く現状と課題

第2章 食を取り巻く現状と課題

地域特性に見合った計画にするためには、市民等を取り巻く食の現状を多角的に調査、研究し、食に関する特徴や課題を把握することが重要です。ここでは、統計データや市民意識調査などにより浮き彫りになった本市独特の食の現状と課題について報告します。

1 本市における社会情勢について

(1) 人口の推移

- ・人口は年々増加し、高齢化が進んでいる
- ・国や県に比べ、高齢化率は低い

人口については、年々増加していますが、近年、15歳未満、15～64歳において人口が減少しています。

高齢化率は年々上昇していますが、国や県に比べ高齢化率は低くなっています。

表 人口の推移

単位：人

| 項目 | 昭和60年 | 平成2年 | 平成7年 | 平成12年 | 平成17年 |
|--------|--------|---------|---------|---------|---------|
| 総人口 | 99,600 | 105,418 | 107,890 | 110,519 | 112,241 |
| 15歳未満 | 22,462 | 20,122 | 17,881 | 16,865 | 15,875 |
| 15～64歳 | 68,438 | 74,456 | 76,307 | 76,268 | 74,879 |
| 65歳以上 | 8,700 | 10,812 | 13,702 | 17,383 | 21,419 |
| 不詳 | 0 | 28 | 0 | 3 | 68 |

資料：国勢調査

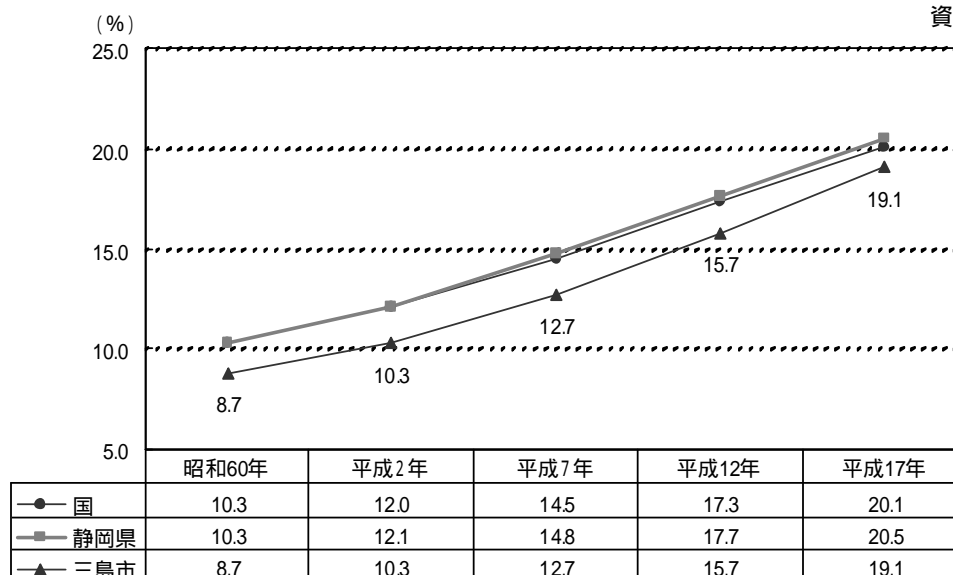


図 高齢化率の推移

高齢化率とは65歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合のことです。

(2) 世帯の推移

- ・世帯数は年々増加している
- ・県に比べ、核家族化が進行している

世帯数については、年々増加し、核家族世帯についても増加しており、特に県に比べ核家族世帯が占める割合が高く、核家族化が進行しています。

表 世帯状況の推移

単位：世帯

| 項目 | 昭和60年 | 平成2年 | 平成7年 | 平成12年 | 平成17年 |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 一般世帯 | 31,819 | 35,296 | 37,780 | 40,832 | 43,392 |
| 核家族世帯 | | | | 24,120 | 25,298 |

資料：国勢調査

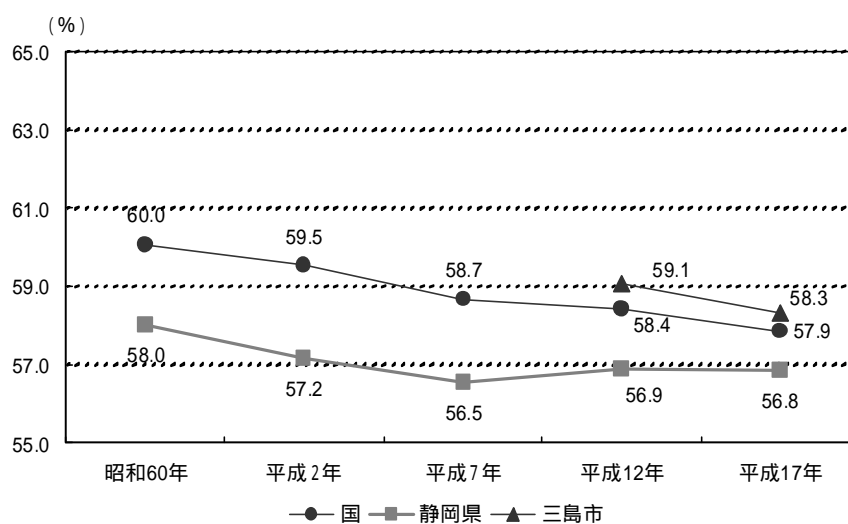


図 一般世帯に対する核家族世帯が占める割合の推移

2 食育について

(1) 食育の認知度

- ・「食育」を知っている人は約9割。意味まで知っている人は約5割
- ・国に比べ、「食育」の認知度は高い

「食育」について知っているかについて、「言葉も意味も知っている」と「言葉は知っているが、意味は知らない」を合わせた「食育」を知っている人の割合は86.9%となっています。その内「言葉は知っているが、意味は知らない」が40.8%となっています。

国に比べ、「食育」を知っている人の割合は高くなっています。

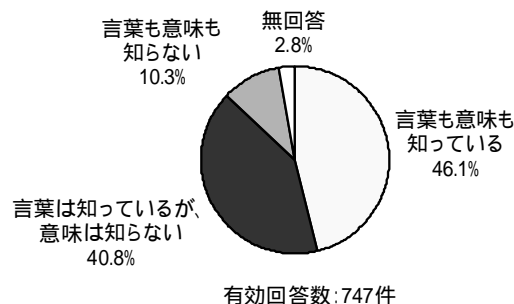


図 食育の認知度

資料：食育基本計画策定のためのアンケート調査

【参考】食育の認知度

| 国 | 言葉も意味も知っていた | 33.9% | 65.2% |
|---|---------------------|-------|-------|
| | 言葉は知っていたが、意味は知らなかった | 31.3% | |

国：H19 食育に関する意識調査

(2) 食育の関心度

- ・「食育」に関心を持っている人の割合は4分の3
- ・国に比べ、「食育」の関心度は高い

食育に関心があるかについて、「関心がある」と「どちらかといえば関心がある」を合わせた「食育」に関心がある人の割合は75.2%となっています。

国に比べ、「食育」に関心がある人の割合が高くなっています。

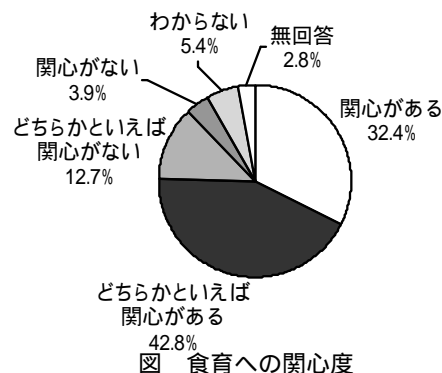


図 食育への関心度

資料：食育基本計画策定のためのアンケート調査

【参考】食育の関心度

| 国 | 関心がある | 36.1% | 69.5% |
|---|---------------|-------|-------|
| | どちらかといえば関心がある | 33.4% | |
| 県 | 関心がある | 43.0% | 75.9% |
| | どちらかといえば関心がある | 32.9% | |

国：H19 食育に関する意識調査 県：H18 県政世論調査

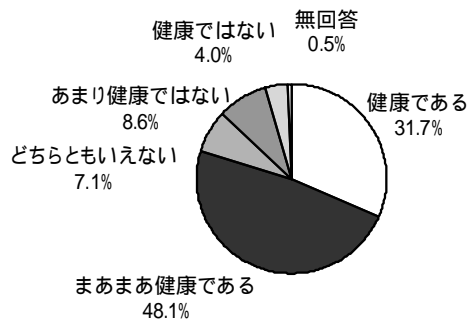
3 食生活と健康に関する状況について

(1) 健康状態

健康観について

・健康であると思っている人は約8割

自分が健康であると思うかについて、「健康である」と「まあまあ健康である」を合わせた健康である人の割合は79.8%となっています。



有効回答数:747件

図 健康観

【参考】健康観

| | | |
|---|--|-------|
| 県 | 自分の健康状態を「よい」「まあよい」「ふつう」と思っている人の割合(15歳以上) | 83.3% |
|---|--|-------|

県：H15 県民健康基礎調査

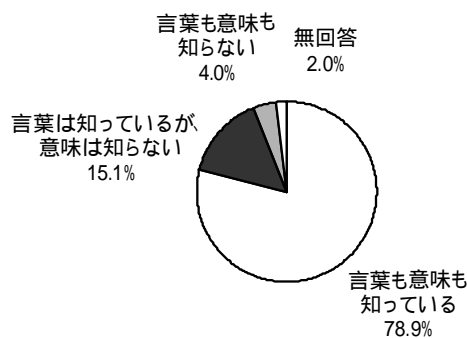
資料：食育基本計画策定のためのアンケート調査

メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)の認知度

・「メタボリックシンドローム」を知っている人は約9割。意味まで知っている人は約8割
 ・県に比べ、「メタボリックシンドローム」を知っている人の割合が高い

メタボリックシンドロームについて知っているかについて、「言葉も意味も知っている」と「言葉は知っているが、意味は知らない」を合わせたメタボリックシンドロームについて知っている人の割合は93.9%となっています。

県に比べ、メタボリックシンドロームについて言葉も意味も知っている人の割合が高くなっています。



有効回答数:747件

図 メタボリックシンドロームの認知度

資料：食育基本計画策定のためのアンケート調査

【参考】メタボリックシンドロームの認知度

| | | |
|---|-------------------------|-------|
| 国 | 意味まで知っていた | 77.3% |
| | 言葉を知っていた | 91.8% |
| 県 | メタボリックシンドロームを認知している人の割合 | 52.1% |

国：H19 食育に関する意識調査 県：H18 国民健康・栄養調査

メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)とは、内臓に脂肪が蓄積している内臓脂肪型肥満に加え、脂質異常・高血圧・高血糖といった生活習慣病の危険因子を2つ以上持っている状態をいいます。

歯や口の健康で困っていること

・歯や口の健康で困っていることはない人は約5割

8割の人が健康であると思っていますが、の歯や口の健康で困っていることについて、「固いものがかみにくい」が最も高く16.2%、次いで「歯が痛んだり、しみたりする」が15.9%、「歯磨きすると血が出る」が15.5%となっています。

一方で「困っていることはない」が45.0%となっており、5割以上の人が歯や口の中で困っていることがあります。

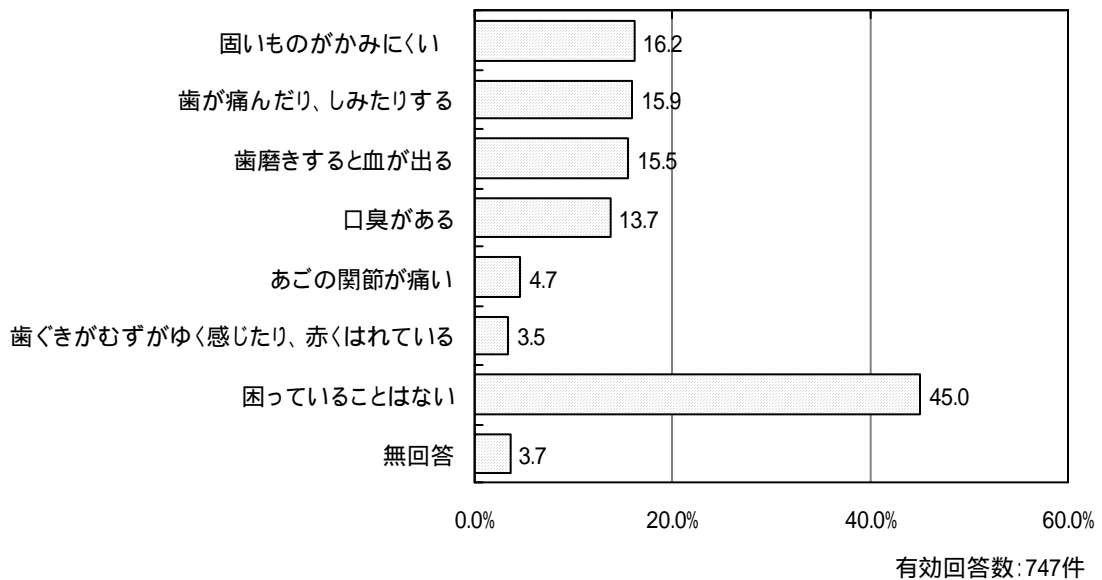


図 歯や口の健康で困っていること

資料：食育基本計画策定のためのアンケート調査

(2) バランスのとれた食生活について

バランスのとれた食生活への配慮

- ・バランスのとれた食生活に気をつけている人は約7割
- ・国に比べ、バランスのとれた食生活に気をつけている人の割合が低い

バランスのとれた食生活に気をつけているかについて、「必ずしている」と「だいたいしている」を合わせたバランスのとれた食生活に気をつけている人の割合は 68.8% となっています。

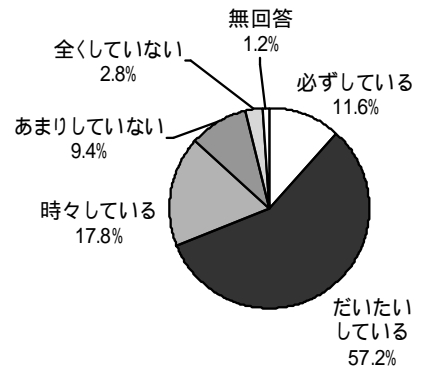
世代別でみると、世代があがるにしたがってバランスのとれた食生活に気をつけている割合が高くなっています。

国に比べ、バランスのとれた食生活に気をつけている人の割合が低くなっています。

【参考】栄養バランスに気をつけている人の割合

| | | |
|---|----------------|-------|
| 国 | 栄養バランスに気をつけている | 87.5% |
|---|----------------|-------|

国：H19 食育に関する意識調査



有効回答数:747件

図 バランスのとれた食生活への配慮

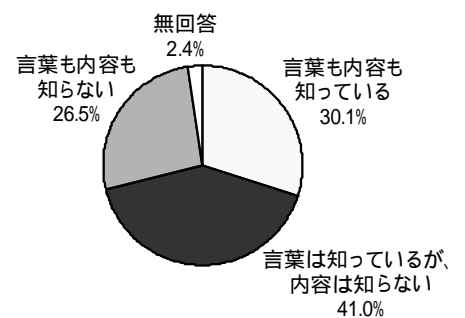
資料：食育基本計画策定のためのアンケート調査

食事バランスガイドの認知度

- ・「食事バランスガイド」を知っている人は約7割。意味まで知っている人は約3割

食事バランスガイドについて知っているかについて、「言葉も内容も知っている」と「言葉は知っているが、内容は知らない」を合わせた食事バランスガイドについて知っている人の割合は 71.1% となっています。

「言葉は知っているが、内容は知らない」が 41.0% となっており、食事バランスガイドの普及を図る必要があります。

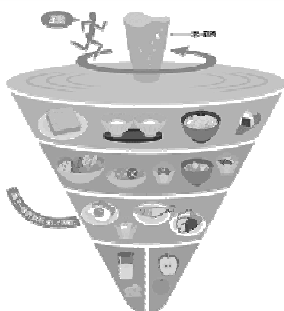


有効回答数:747件

図 食事バランスガイドの認知度

資料：食育基本計画策定のためのアンケート調査

食事バランスガイド



「食事バランスガイド」は、健康で豊かな食生活の実現を目的に策定された「食生活指針」(平成 12 年 3 月)を具体的に行動に結びつけるものとして、平成 17 年 6 月に農林水産省と厚生労働省により決定されました。「食事の基本」を身につけるための望ましい食事のとり方やおおよその量をわかりやすく示しています。

食事バランスガイド等の活用

・食事バランスガイド等を参考にしている人は約4割

食事バランスガイド等を参考にしているかについて、「いつも参考にしている」と「だいたい参考にしている」、「ときどき参考にしている」を合わせた食事バランスガイド等を参考にしている人の割合は35.1%となっています。

一方で、「あまり参考にしていない」と「特に参考にしていない」を合わせた食事バランスガイド等を参考にしていない人の割合は61.7%となっており、健全な食生活を実践するため、食事バランスガイド等の指針の普及を図る必要があります。

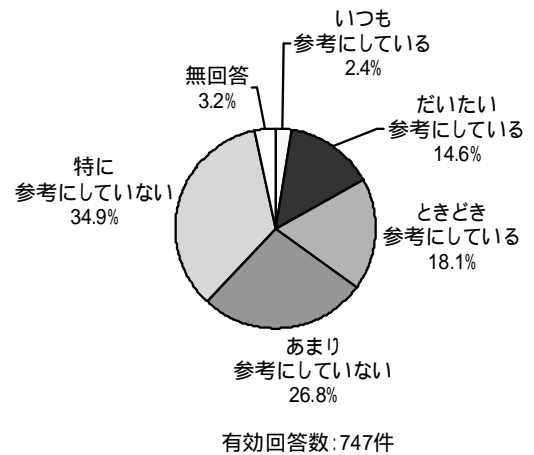


図 食事バランスガイド等の活用

資料：食育基本計画策定のためのアンケート調査

【参考】日ごろの健全な食生活を実践するため、食事バランスガイド等を参考にしている人の割合

| 国 | 参考にしているものがある | 割合 |
|---|--------------|-------|
| | | 58.8% |

国：H19 食育に関する意識調査

(3) 規則正しい食生活について

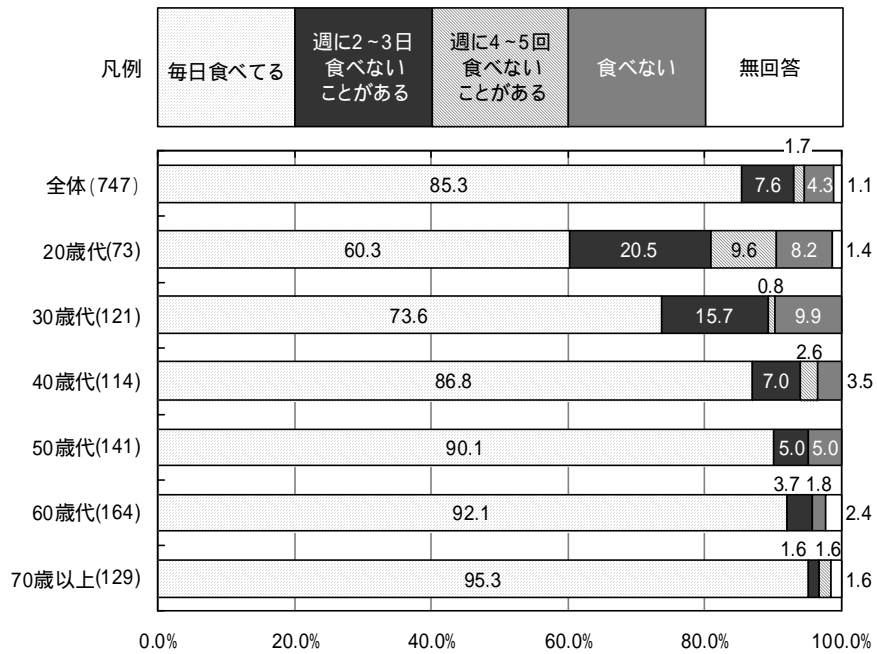
朝食の摂取状況

- ・朝食を毎日食べている人は約9割
- ・20歳代で朝食を毎日食べている人の割合が低く約6割
- ・世代があがるにしたがって朝食を毎日食べる割合が高くなる

朝食を食べる頻度について、「毎日食べる」が最も高く85.3%となっています。

一方で、朝食を欠食している人の割合は1割強となっています。

世代別でみると、特に20歳代において朝食を欠食している割合が高くなっており、青年期から壮年期において規則正しい食生活の実践を促進する必要があります。



()内は有効回答数

図 朝食の摂食頻度

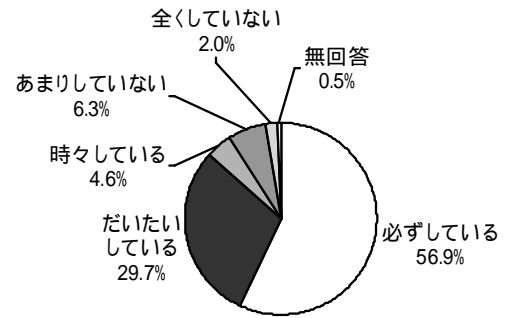
資料：食育基本計画策定のためのアンケート調査

規則正しい食生活の実践

- ・規則正しい食生活の実践している人は約9割
- ・20歳代で規則正しい食生活の実践している人の割合が低く約8割
- ・世代があがるにしたがって規則正しい食生活に努めている割合が高くなる

規則正しい食生活に努めているかについて、「必ずしている」と「だいたいしている」、「時々している」を合わせた規則正しい食生活に努めている人の割合は91.2%となっています。

世代別で見ると、世代があがるにしたがって規則正しい食生活に努めている割合が高くなっており、特に20歳代における規則正しい食生活の普及を図る必要があります。



有効回答数: 747件

図 規則正しい食生活の実践

資料：食育基本計画策定のためのアンケート調査

4 食を通じたコミュニケーション等について

(1) 食の楽しさの実感について

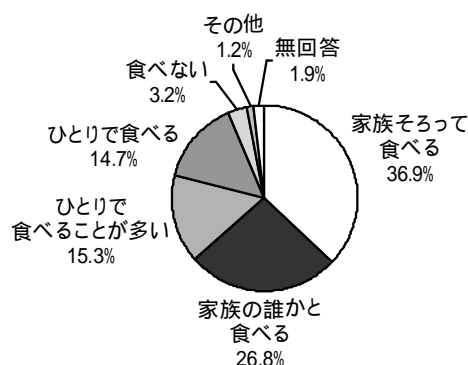
食事の状況

- ・朝食をひとりで食べている人は約3割、夕食をひとりで食べている人は約2割
- ・朝食に比べ、夕食では、ひとりで食べている人は少ない

【朝食】

ふだん家族と朝食を食べているかについて、「家族そろって食べる」が最も高く 36.9%、次いで「家族の誰かと食べる」が 26.8%、「ひとりで食べることが多い」が 15.3%となっています。

「ひとりで食べるが多い」と「ひとりで食べる」を合わせたひとりで食べている人（孤食）の割合は 30.0%となっています。



有効回答数: 747件

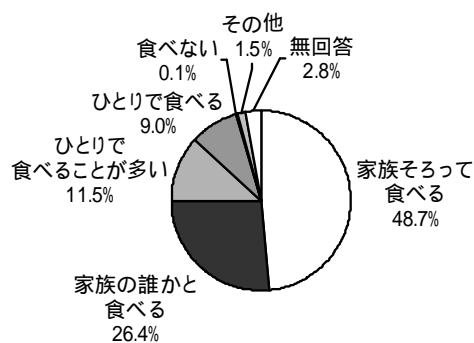
図 食事の状況（朝食）

資料：食育基本計画策定のためのアンケート調査

【夕食】

ふだん家族と夕食を食べているかについて、「家族そろって食べる」が最も高く 48.7%、次いで「家族の誰かと食べる」が 26.4%、「ひとりで食べるが多い」が 11.5%となっています。

「ひとりで食べるが多い」と「ひとりで食べる」を合わせたひとりで食べている人（孤食）の割合は 20.5%となっており、朝食に比べひとりで食べている人（孤食）は少なくなっています。



有効回答数: 747件

図 食事の状況（夕食）

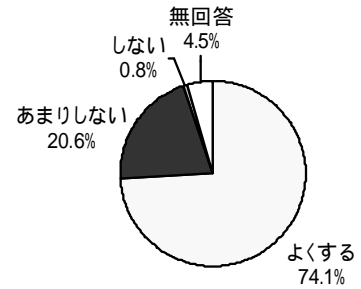
資料：食育基本計画策定のためのアンケート調査

食事の時の家族との会話の頻度

- ・食事の時に家族と会話をする割合は約4分の3

食事の時に家族と会話をするかについて、「よくする」が最も高く74.1%となっています。

「あまりしない」と「しない」を合わせた食事の時に家族と会話をしない人の割合は21.4%となっており、家庭におけるコミュニケーションが不足している家庭があることが伺えます。



有効回答数:602件

図 食事の時の家族との会話の頻度

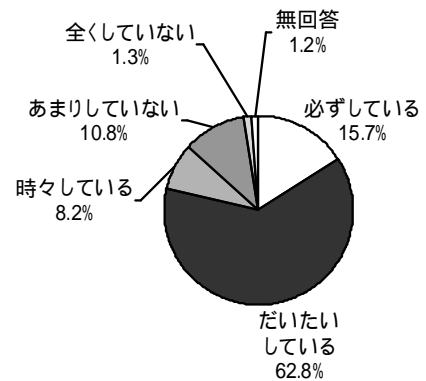
資料：食育基本計画策定のためのアンケート調査

(2) 食を通じたしつけ等について

食事に関するマナーの配慮

- ・食事に関するマナーに気をつけている人は約9割
- ・国に比べ、食事に関するマナーに気をつけている人の割合が高い

食事に関するマナーに気をつけているかについて、「必ずしている」と「だいたいしている」、「時々している」を合わせた食事に関するマナーに気をつけている人の割合は86.7%となっています。



有効回答数:747件

図 食事に関するマナーの配慮

資料：食育基本計画策定のためのアンケート調査

【参考】食事に関するマナーに気をつけている人の割合

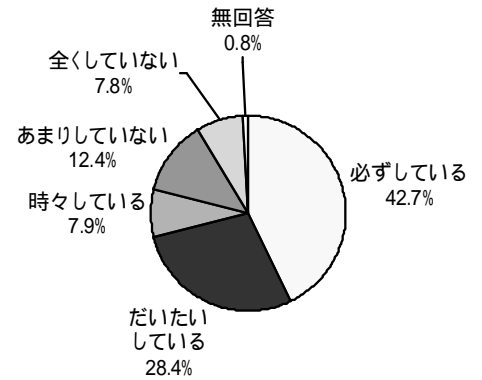
| 国 | 食事に関するマナーに気をつけている | 割合 |
|---|-------------------|-------|
| 国 | 食事に関するマナーに気をつけている | 78.3% |

国：H19 食育に関する意識調査

食事の際のあいさつの実践

・食事の際に「いただきます」「ごちそうさま」のあいさつをしている人は約8割

食事の際に「いただきます」「ごちそうさま」のあいさつをしているかについて、「必ずしている」と「だいたいしている」、「時々している」を合わせた食事の際にあいさつをしている人の割合は79.0%となっています。



有効回答数:747件

図 食事の際のあいさつの実践

資料：食育基本計画策定のためのアンケート調査

【参考】食事の際にあいさつを実践している人の割合

| | | |
|---|------------------|-------|
| 国 | 食事の際にあいさつを実践している | 78.3% |
|---|------------------|-------|

国：H19 食育に関する意識調査

5 食の安全・安心について

(1) 食の安全・安心に関する意識について

食事や食材を決める要因

- ・食事や食材を決める要因として、安全な食品を選ぶ人は約6割
- ・20歳代において食の安全への関心が低い

食事・食材等の決め方について、「安全な食品を選ぶ」が最も高く59.0%、次いで「好みにあうもの」が58.8%、「栄養のバランス」が53.3%、「値段」が49.1%となっています。近年のBSE（牛海綿状脳症いわゆる狂牛病）や鳥インフルエンザ、食品表示の偽装等の国内外の食の安全に関する事案により、食の安全に対する関心が高まっています。

世代別でみると、20歳代から40歳代において好みや値段を重視していますが、50歳以上では食の安全に対する関心が高くなっています。

表 食事や食材を決める要因（複数回答）

| 単位：％ ()内は有効回答数 | の好みにあうもの | 栄養のバランス | カルシウムや鉄、食物繊維が十分にとれる | 品を使用する 品を使用する 品を使用する | 安全な食品を選ぶ | 信用のおける販売店で買う | 生産者の分かっているもの |
|--------------------|------------|---------|---------------------|----------------------------|----------|--------------|--------------|
| 全体(747) | 58.8 | 53.3 | 28.2 | 46.3 | 59.0 | 30.8 | 23.3 |
| 世代 | 20歳代(73) | 65.8 | 39.7 | 9.6 | 23.3 | 32.9 | 9.6 |
| | 30歳代(121) | 72.7 | 54.5 | 19.8 | 32.2 | 52.1 | 20.7 |
| | 40歳代(114) | 65.8 | 57.9 | 22.8 | 39.5 | 52.6 | 28.1 |
| | 50歳代(141) | 55.3 | 57.4 | 27.7 | 53.9 | 65.2 | 27.0 |
| | 60歳代(164) | 52.4 | 54.3 | 36.0 | 56.1 | 73.2 | 41.5 |
| | 70歳以上(129) | 48.1 | 51.2 | 42.6 | 58.1 | 62.8 | 45.0 |

| 単位：％ ()内は有効回答数 | 調理の手間 の少ないもの | 値段 | 選ぶもの | 味・塩分 | 地元のとれるものを使う | その他 | 特になし | 無回答 |
|--------------------|-----------------|------|------|------|-------------|------|------|-----|
| 全体(747) | 17.4 | 49.1 | 39.8 | 19.3 | 30.4 | 4.3 | 1.7 | 1.1 |
| 世代 | 20歳代(73) | 23.3 | 56.2 | 21.9 | 17.8 | 6.8 | 6.8 | 0.0 |
| | 30歳代(121) | 20.7 | 62.8 | 36.4 | 16.5 | 21.5 | 0.8 | 0.0 |
| | 40歳代(114) | 16.7 | 58.8 | 43.0 | 9.6 | 24.6 | 2.6 | 0.9 |
| | 50歳代(141) | 17.0 | 46.8 | 42.6 | 22.0 | 34.8 | 5.0 | 0.7 |
| | 60歳代(164) | 13.4 | 44.5 | 50.0 | 25.6 | 39.0 | 6.1 | 1.2 |
| | 70歳以上(129) | 16.3 | 32.6 | 34.9 | 19.4 | 41.9 | 3.1 | 2.3 |

資料：食育基本計画策定のためのアンケート調査

最も高い割合を **90.0**、次いで高い割合を **80.0**、**70.0** で表示しています。

食の安全に関する知識度

・食の安全に関する知識を持っている人は約6割

食の安全に関する知識を持っているかについて、「十分に持っていると思う」と「ある程度持っていると思う」を合わせた食の安全に関する知識を持っている人の割合は61.3%となっています。そのうち、「十分に持っていると思う」が6.4%となっており、食品の安全に関する知識の普及を図る必要があります。

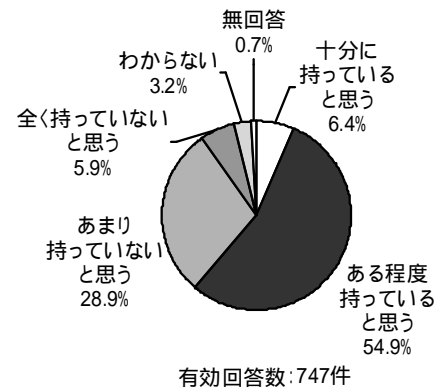


図 食の安全に関する知識度

資料：食育基本計画策定のためのアンケート調査

6 食文化等について

(1) 食生活の変化について

・昭和 35 年度に比べ、米の消費量は半減し、畜産物や油脂が大幅に増加

昭和 35 年度と平成 17 年度の食生活を比較すると、米の消費量が半分に減少し、代わりに畜産物が約 4 倍、油脂類が約 3 倍に増加するなど、日本人の食生活が変化しています。

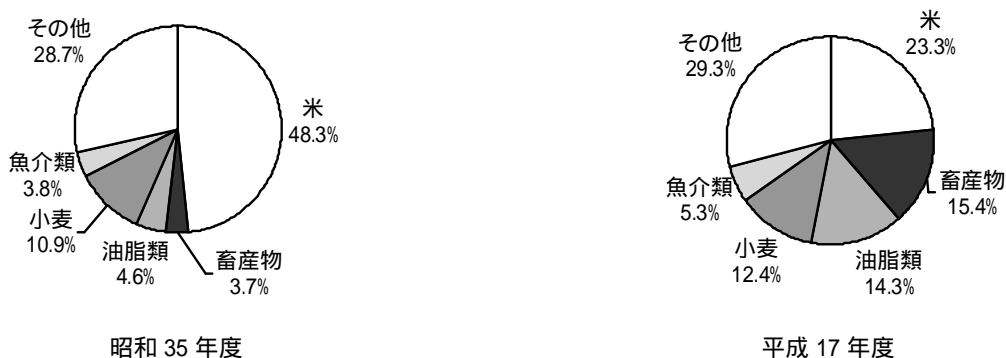


図 食生活の変化の状況 (食事のエネルギーに占める割合)

資料：農林水産省「食料需給表」(16 年度)を基に農林水産省で試算

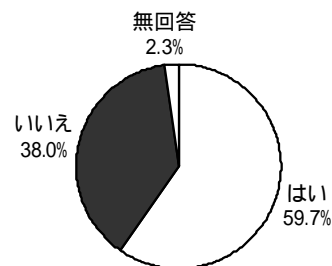
(2) 地産地消について

地産地消の認知度

・「地産地消」の言葉を知っている人は約 6 割

「地産地消」の言葉を知っているかについて、「はい」が 59.7%、「いいえ」が 38.0%となっています。

「地産地消」とは、「地域生産、地域消費」を短くした言葉で「地域でとれた生産物を地域で消費する」という意味で使われています。



有効回答数: 747件

図 地産地消の認知度

資料：食育基本計画策定のためのアンケート調査

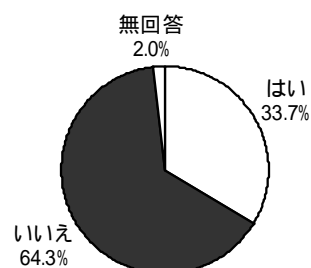
旬産旬消の認知度

・「旬産旬消」の言葉を知っている人は約3割

「旬産旬消」の言葉を知っているかについて、「はい」が33.7%、「いいえ」が64.3%、となっています。

「地産地消」に比べ「旬産旬消」の認知度は低くなっています。

「旬産旬消」とは、「旬の生産物を旬の時期に食べる」という意味で使われ、旬のものをその季節に消費することは、生産や保存などにかかるエネルギーの無駄使いにならず、栄養価も高く、おいしい食べ方であると言われています。



有効回答数:747件

図 旬産旬消の認知度

資料：食育基本計画策定のためのアンケート調査

学校給食で使用した地場産物例

・ジャガイモ ・ニンジン ・ダイコン ・コマツナ ・ホウレンソウ
 ・キャベツ ・レタス ・ハクサイ ・ネギ ・米 など

学校給食で使用した地場産物使用割合（食材数ベース）は、32.4%となっており、年度は異なるものの、国や県に比べ高い割合となっています。

表 学校給食で使用した地場産物使用割合（食材数ベース）

| 項目 | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 |
|----|--------|--------|--------|
| 市 | - | - | 32.4% |
| 国 | 20.9% | 21.7% | - |
| 県 | 21.2% | 23.7% | - |

資料：文部科学省及び庁内資料

主要生産物別の収穫量

- ・主要生産物の収穫量は、「ダイコン」、「ハクサイ」、「キャベツ」が多い

主要生産物の収穫量は、「ダイコン」が最も多く2,470トン、次いで「ハクサイ」が2,260トン、「キャベツ」が2,040トンとなっています。

表 主要生産物別の収穫量

単位：トン

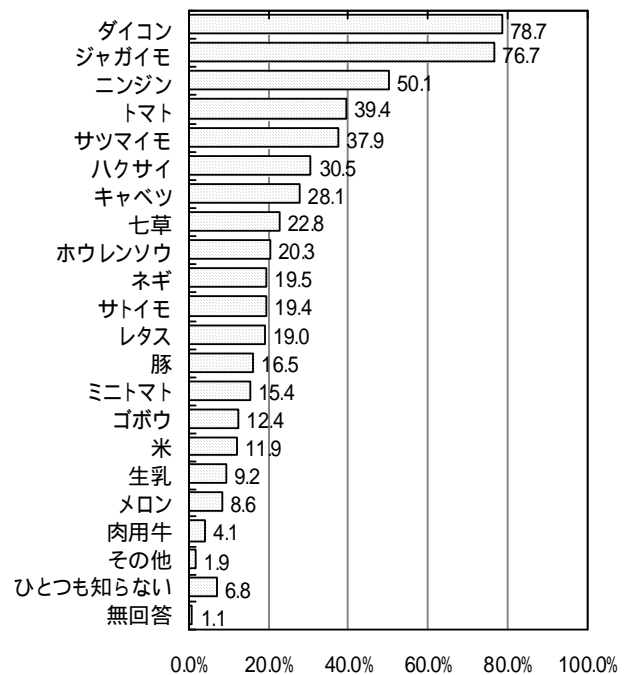
| 作物名 | 収穫量 | 出荷量 | 作物名 | 収穫量 | 出荷量 |
|-------|-------|-------|--------|-----|-----|
| ダイコン | 2,470 | 2,230 | レタス | 949 | 900 |
| ハクサイ | 2,260 | 2,030 | ホウレンソウ | 716 | 648 |
| キャベツ | 2,040 | 1,970 | ネギ | 453 | 411 |
| トマト | 1,050 | 987 | ナス | 320 | 254 |
| パレイシヨ | 980 | 805 | サトイモ | 312 | 249 |

収穫量が多い10作物を掲載。ただし、出荷量がないものは除く 資料：17年～18年静岡農林水産統計年報

三島市の主要な農畜産物の認知度

- ・主要な農畜産物として、「ダイコン」、「ジャガイモ」の認知度が高い
- ・収穫量が多い「ハクサイ」、「キャベツ」の認知度は低い

三島市の主要な農畜産物で知っているものについて、「ダイコン」が最も高く78.7%、次いで「ジャガイモ」が76.7%、「ニンジン」が50.1%となっています。



有効回答数：747件

資料：食育基本計画策定のためのアンケート調査

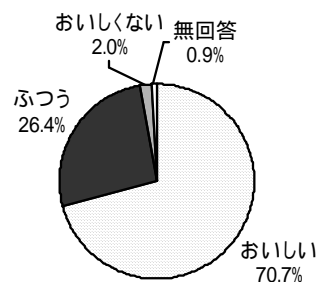
7 食と環境について

(1) 三島市の水について

・三島市の水はおいしいと思う人が約7割

三島の水への評価

三島市の水はおいしいと思うかについて、「おいしい」が最も高く70.7%となっており、次いで「ふつう」が26.4%、「おいしくない」が2.0%となっており、約7割が三島市の水をおいしいと感じています。



有効回答数:747件

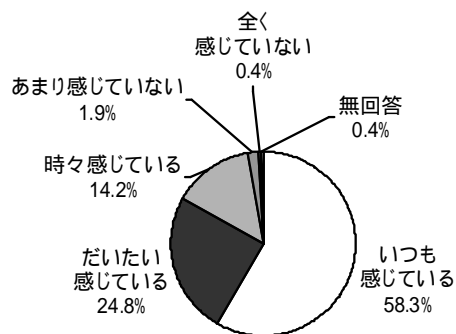
図 三島の水への評価

(2) 食べ残しや食品の廃棄について

・ほとんどの人が食品産業や家庭における食べ残しや食品廃棄をもったいないと思う

食べ残しについて

食品産業や家庭における食べ残しや食品廃棄をもったいないと感じるかについて、「いつも感じている」と「だいたい感じている」、「時々感じている」を合わせた食べ残しや食品廃棄をもったいないと感じる人の割合は97.4%となっています。



有効回答数:747件

図 食べ残しをもったいないと感じる度合い

資料：食育基本計画策定のためのアンケート調査

食べ残しを減らす努力

・食べ残しを減らす努力をしたり作りすぎに注意している人は約9割

食べ残しを減らす努力をしたり作りすぎに注意しているかについて、「必ずしている」と「だいたいしている」、「時々している」を合わせた食べ残しを減らす努力や作りすぎに注意している人の割合は90.9%となっています。

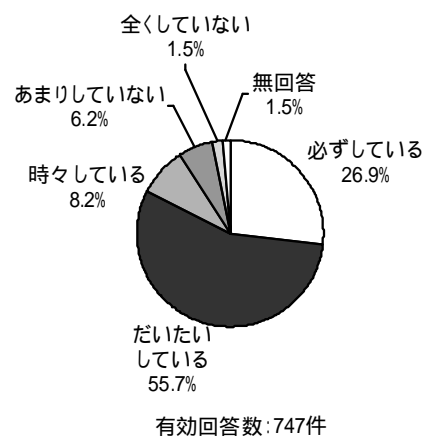


図 食べ残しを減らす努力

資料：食育基本計画策定のためのアンケート調査

第3章 食育の推進に関する基本方針

第3章 食育の推進に関する基本方針

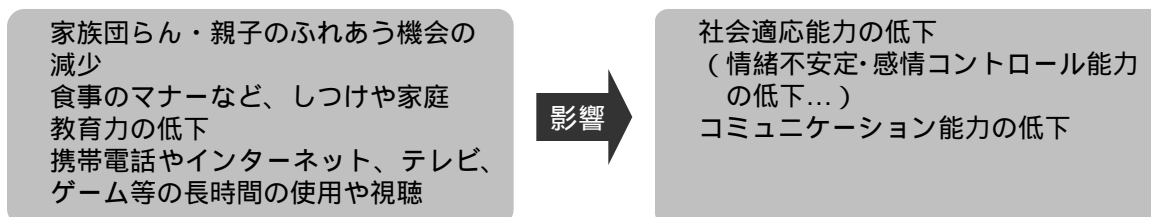
1 食が及ぼす影響

「第2章 食を取り巻く現状と課題」から様々な問題が浮かび上がってきました。ここでは、これらの食問題が私たちの心身の健康や生活にどのような影響を与えるかを整理し、何をしなければならないかを探ります。

栄養が偏った食事や不規則な食生活が、生活習慣病などの様々な病気を引き起こす主要な原因の一つと考えられています。



家族団らんで食卓を囲む機会の減少や、食事を通じたしつけや家庭教育力の低下が、コミュニケーション能力の低下や感情表現の未熟さ、心の不安定さに影響しています。



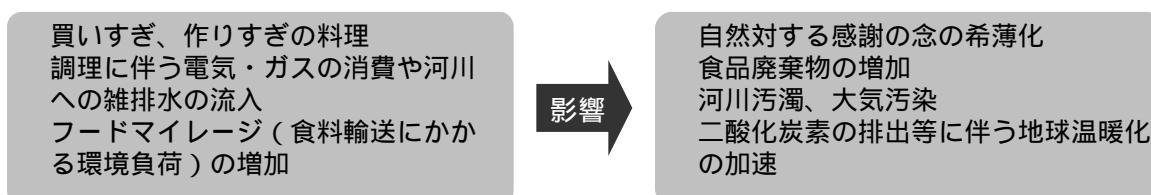
狂牛病等新たな感染症や食品偽装表示による衛生管理、残留農薬問題など、食品や食材の安全性に対する不安が広がっています。



食の欧米化による日本の風土に適した食文化や郷土の食材、料理への関心が薄れています。また、海外依存による食料自給率の低下が将来的な問題となっています。



無駄の多い料理やエネルギーの消費、雑排水等による廃棄物の増加や河川汚濁などの環境悪化に加え、海外からの食料輸入に伴う環境負荷が地球温暖化を加速しています。



2 食育目標

食を取り巻く環境は、私たちの暮らしの様々な分野に影響を与えています。これらの影響は、健康への影響、心への影響、食の安全への影響、食文化への影響、環境への影響と
いうように大きく5つの分野に分けられます。

そこで、影響のある5つの分野に注目し、この対策として三島市が食育によって目指す
目標及び進めるべき方向を明らかにします。

目標 「健康な体を保つ」ために

目標

栄養の偏りや不規則な食生活が健康に影響を及ぼしているため、バランスのとれた食事への改善と規則正しい食生活の実践を進めるとともに、食と深く関わっている歯や骨の健康の維持、増進を目指します。

目標 「豊かな心を育む」ために

目標

食を通じた親子のふれあいやしつけの欠如が、コミュニケーション能力の低下や心の不安定さに影響を及ぼすことから、料理や家族団らんの機会を通じた楽しい食の確保及びしつけや家庭教育による食に関する感謝の念や理解の醸成を目指します。

目標 「食の安全・安心」のために

目標

食品に関連した感染症や偽装表示、残留農薬問題などによる健康被害や安全性に対する不安が広がっていることから、これらを払拭するため、生産者や事業者による食の安全の確保はもとより、賢い消費者の育成を目指します。

目標 「食文化を守り、育てる」ために

目標

食の欧米化や海外依存が風土に適した地場食材や郷土料理等、食文化の衰退を招いていることから、日本型食生活の再認識と食料の確保を促進するとともに、地産池消・旬産旬消を推進し、地域固有の食習慣、食文化の継承を目指します。

目標 「環境を未来に引き継ぐ」ために

目標

食生活から発生する廃棄物の増加や河川汚濁をはじめ、食料輸入に伴う環境負荷が地球温暖化を加速していることから、自然の恵みに感謝する心の育成や環境にやさしいエコライフの実践に向けた環境教育の充実を目指します。

3 食育の長期的な目的（スローガン）

「食」は私たちが生きていくために欠かせないものであり、最も重視されなければならない課題です。しかし、「食」を取り巻く環境は、社会情勢やライフスタイル、または個人の嗜好など、時代の流れの中で大きく変化し、私たちの健康や暮らし、さらには社会経済活動にも様々な影響を及ぼしています。

そこで、三島市では、「食育」を一生にわたるテーマとし、健康の維持・増進、心の育成、食の安全性の確保、食文化の継承、環境の保全の5つの目標を掲げ、胎児期から高齢期に至るすべてのライフステージのあらゆる場で「食育」の実践を進めるため、「みんなで楽しく学び・育てる・三島の食育」を目指す食育のスローガンとし、長期的な目的を「食を楽しむ、健全な心身を培い、豊かな人間性を育むために」と定めます。

みんなで楽しく学び・育てる・三島の食育

～ 食を楽しむ、健全な心身と豊かな人間性を育むために～

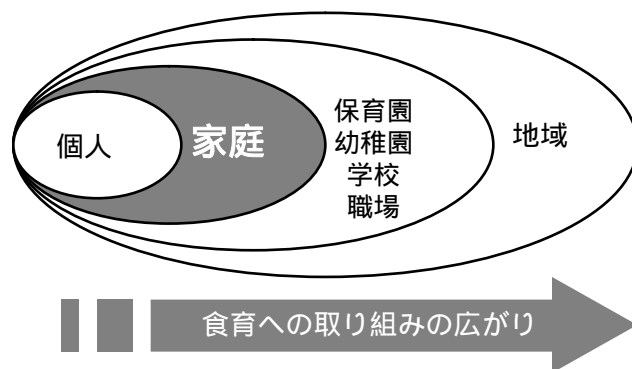
市民が、生涯にわたって生き生きとしあわせに過ごすには、心身ともに「健康」であることが基本です。この健康を維持していくためには、すべての市民が「食」を楽しく学び、「食」についての意識を高め、「食」に関して適切な判断力を身に付けることが大切です。

そこで、三島市では、清らかな富士山からの『湧水』と箱根西麓のおいしい野菜や風土に適した食文化を地域特性として活かした「食育」を進め、みんなで楽しく学び、育てることをスローガンに、食を楽しむ、健全な心身を培い、豊かな人間性を育むことを目指します。

4 食育の推進主体

(1) 実践の場の確保

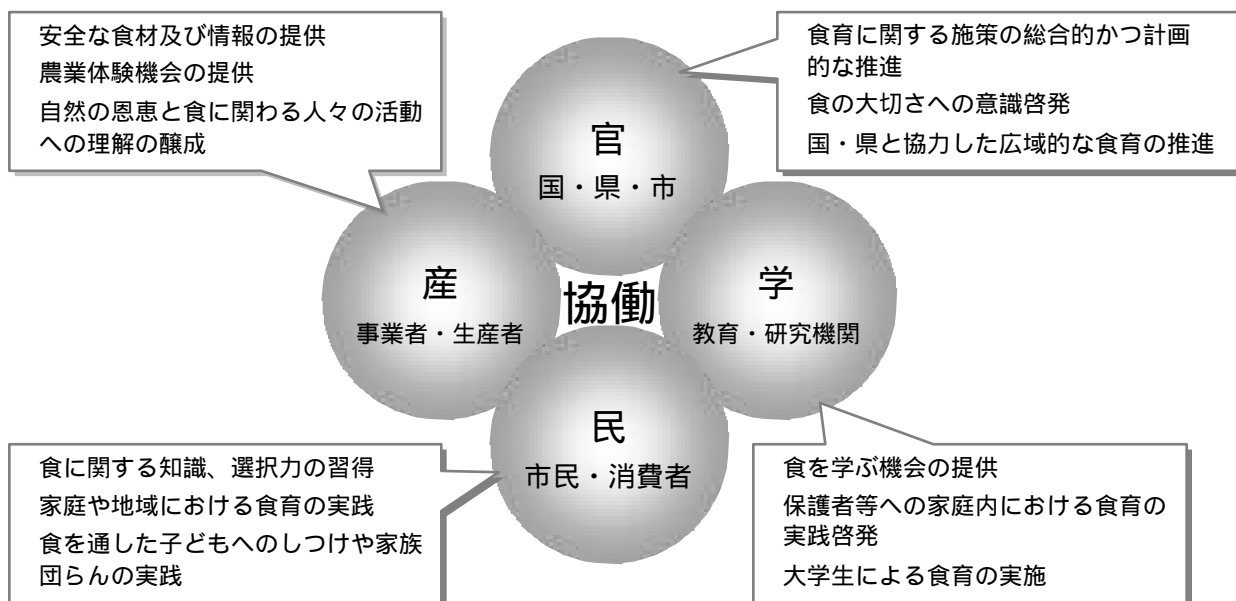
三島市が目指す、食を楽しみ、健全な心身と豊かな人間性を育むため、食の重要性を認識し、個人はもとより、最も重要な家庭において主体的に食育が実践されるよう啓発及び誘導していきます。さらに、食育を全市的な活動として拡大していくことが不可欠なことから、保育園や幼稚園、小、中学校など保育・教育の場や事業所等の職場をはじめ、地域社会のあらゆる場で積極的な取り組みがなされるよう実践の場や機会の確保を進めます。



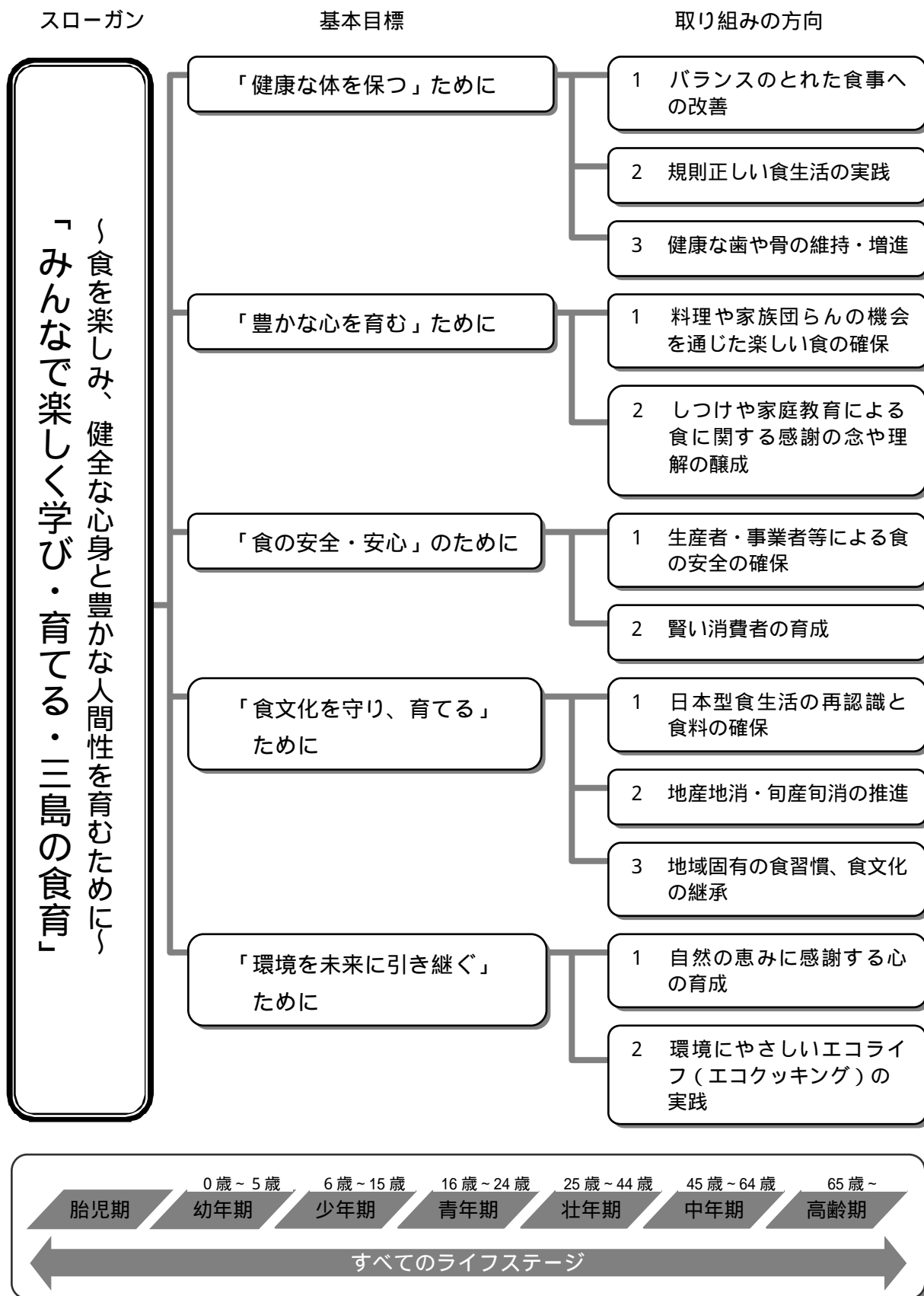
(2) 産・官・学・民による協働の推進

食育を市民運動として定着させていくためには、市民、事業者、行政の各主体がそれぞれの役割を果たすとともに、一丸となって取り組むことが必要です。また、三島市には食物栄養専門の学科を備える大学があることから、このような学術研究機関の持つ専門的知識やノウハウを市民に還元できるよう連携を深めていくことが大切です。

そこで、「協働のまち 三島」として、産（事業者・生産者）、官（国・県・市）、学（教育・研究機関）、民（市民・消費者）の連携・協働により、食育を市民運動として全市的に広げていきます。



5 推進体系



6 数値目標

食育を推進していく上で、基本目標を達成するため、具体的な数値を掲げ、施策を展開するとともに、成果や達成状況を客観的な指標により把握できるようにします。

食育全体の推進の目標

| 指 標 | 現状値 | 目標値 |
|--------------|-------|-------|
| 食育に関心のある人の割合 | 75.2% | 90.0% |

施策別推進の目標

健康な体を保つために

| 指 標 | 現状値 | 目標値 |
|--|----------------------|----------------------|
| 自分の健康状態を「よい」「まあよい」「ふつう」と思っている人の割合（20歳以上） | 79.8% | 90.0% |
| 肥満傾向の児童・生徒の割合 | 8.3% | 6.5% |
| 肥満（BMI 25以上）の割合（40歳以上） | 男性 30.6% 女性 26.0% | 男性 25.0% 女性 20.0% |
| メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）を認知している人の割合（20歳以上） | 78.9% | 90.0% |
| 朝食をとっている幼児・児童・生徒の割合 | 97.6% | 100% |
| 朝食を毎日食べる人の割合（20歳代） | 60.3% | 85.0% |
| バランスのとれた食事に気をつけている人の割合（20歳以上） | 68.8% | 80.0% |
| バランスのとれた朝食をとっている幼児・児童・生徒の割合 | 45.4% | 80.0% |
| 食事バランスガイド等を参考に食生活を送っている人の割合（20歳以上） | 17.0% | 30.0% |

豊かな心を育むために

| 指 標 | 現状値 | 目標値 |
|---------------------------------------|--------|------|
| 調理体験を実施している幼稚園・保育園の割合 | 調査実績なし | 100% |
| 「いただきます」「ごちそうさま」のあいさつをしている人の割合（20歳以上） | 79.0% | 100% |

安全・安心のために

| 指 標 | 現状値 | 目標値 |
|-----------------------------------|-------|-------|
| 食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている人の割合（20歳以上） | 61.3% | 80.0% |

文化を守り、育てるために

| 指 標 | 現状値 | 目標値 |
|-----------------------------|-------|-------|
| 学校給食における地場産物を使用する割合（食材数ベース） | 32.4% | 40.0% |
| 地産地消の言葉を知っている人の割合（20歳以上） | 59.7% | 80.0% |

環境を未来に引き継ぐために

| 指 標 | 現状値 | 目標値 |
|-------------------------------|-------|-------|
| 食べ残しを減らす努力をしたり作りすぎに注意している人の割合 | 90.8% | 100% |
| 買物袋を持参している人の割合 | 15.5% | 50.0% |

第4章 取り組みの内容

第4章 取り組みの内容

1 食育推進重点プロジェクト

重点プロジェクトは、食育先進都市に向けて、三島市の特徴ある食育への取り組みとして、計画期間内に重点的に実施する事業を位置付けています。

三島らしい食育を推進するために

1 (新)三島市食育基本条例(仮称)の制定及び食育推進都市宣言の実施

三島市の食育を恒久的に進めていくため、食育への決意、基本理念や基本的な施策、市民、事業者、行政の役割を明確にした、「三島市食育基本条例」を制定するとともに、併せて、「食育推進都市宣言」を行い、全国に向け情報発信します。

健康な体を保つために

2 食育教室・食育出前講座

栄養士・保健師等がボランティア団体と連携を図りながら、味覚教育・講話・料理実習等を実施し、正しい食の知識を伝えます。食育教室は、保育園・幼稚園・小中学校の園児・児童・生徒やその保護者を対象に、食育出前講座は、各種団体の依頼に応じて実施しています。

3 (新)食育健康スクール

メタボリックシンドローム予防のため、体成分分析機等を活用して脂肪や筋力バランスなどを測定・分析し、栄養面や運動面から健康な体の作り方を学び、実践する食育健康スクールを開校します。

4 健口教室

学校等に出向いての歯科医師による講話や歯科衛生士による歯磨き指導を実施し、歯の大切さと毎日の食生活や全身の健康との関わりを学習する機会を提供します。

豊かな心を育むために

5 (新)家族団らんの日(仮称)の創設

三島市食育推進市民会議の提案を受け、働き盛りの父親との一家団らんの機会を作るため、三島市独自の食育の日として、(仮称)家族団らんの日を創設し、市内企業等に広く協力を呼びかけ、家族がふれあう日、家族の絆を深める日の浸透・拡大を図ります。

6 大学生との協働による「食育元気教室」の開催

保育園、幼稚園、小中学校の園児・児童・生徒を対象に、日本大学短期大学部食物栄養学科と連携し、専門的知識と学生の感性を生かした味覚教育や快便教育など、元気な子どもを育てる食育に取り組みます。

食の安全・安心のために

7 (新) 三島市食育推進認定店事業

市内の飲食店などを対象に、地場産品を活用したヘルシーメニューや栄養バランス等の表示などの健康づくり協力店の中から、食育を積極的に推進する安全・安心な店を「三島市食育推進認定店」として認定し、市民にPRしていく制度を創設します。

8 (新) 学校給食レシピ・メニューの提供及び料理教室の開催

学校給食の良質な食材やバランスのよい食事などを家庭料理に活用し、健康的で安心・安全な食事の提供のため、学校給食のレシピやメニュー等の情報を提供するとともに、保護者等を対象に料理教室を開催します。

食文化を守り、育てるために

9 (新) 親子“みしまコロッケ”料理コンテスト

子どもが好きなコロッケに着目し、「みしまコロッケ」の発掘に向けた第1歩として、各家庭独自のコロッケを地元のジャガイモや豚肉、旬の野菜などの食材で作り、おいしさを競う「親子“みしまコロッケ”コンテスト」を開催します。

10 教育ファーム（農林漁業体験学習）

自然の恩恵や食に関わる人々の様々な活動への感謝の念や理解を深めること等を目的として、市・学校・農業者等が実施主体となり、箱根西麓野菜を食材にした食農体験学習や子どもたちと学校給食納入農家との交流事業など、食の生産に関する一連の体験機会を提供します。

環境を未来に引き継ぐために

11 マイ・バッグ&マイ・ハシ持参運動の推進（環境にやさしい食育推進事業）

環境にやさしい食育を進めるため、食育教室や食育フェスタ等を通じて、買物袋（マイ・バッグ）及びお箸（マイ・ハシ）の携帯、利用を普及・啓発していきます。

12 食材を大切に作るエコ料理の普及啓発

自然の恵みに感謝するとともに、「もったいない」意識を育て、食品廃棄物を減らすため、各種料理教室で大根などの葉や皮なども使い切る「一物全体食」を導入するとともに、広報における残りもの野菜などを利用した献立の紹介など、食材を大切に作るエコ料理の普及・啓発を図ります。

2 目標別取り組み内容

第3章で示した推進体系の「基本目標」単位に、この目標を達成するために行う「取り組みの方向」に沿って具体的に進める方策について示します。

「具体的取り組み」の 印は「食育推進重点プロジェクト」掲載事業

「健康な体を保つ」ために

人が健康で豊かな人間性を育むためには健全な食生活が必要であり、このことは子どもだけでなくあらゆる世代においても当てはまることです。

このため、子どもだけでなく胎児期から高齢期までのすべての世代において、バランスの取れた食生活、規則正しい食生活の実践を促進します。

また、丈夫な骨づくりは老後の健康的な生活には欠くことができないことから、骨量を増やす・保つための栄養・生活指導を実施します。

さらに、歯や口の健康を保つことは、食べ物を食べるだけでなく、食事や会話を楽しむなど、心身ともに健康な生活を送る上で大きな役割を果たすことから、歯・口の健康を守るため、子どもから高齢者までの幅広い歯科保健の充実を図ります。

- (1) バランスのとれた食事への改善

幼稚園・保育園・小中学生及び保護者に対する栄養教育の推進

子どもやその保護者が、様々な体験やしつけを通して、食を身近に感じ、健康増進のための知識と実践方法を学び、食事を通しての親子のふれあいや、生活リズムの向上、快食・快便など正しい食生活の伝達を図ります。

具体的取り組み

食育教室の実施

幼稚園児、保育園児、小中学生及び保護者を対象とした栄養に関する講話や実習

・学校給食の充実

良質な食材やバランスのよい食事などについて学び、地場産品による地産地消を進め、安心・安全な学校給食の提供

・保育園・幼稚園における食育の充実

野菜や米の栽培や調理、給食・弁当の指導、栄養士による食指導等を通じて、幼児期からの正しい食習慣の習得の促進

大学生との協働による「食育元気教室」の開催

保育園・幼稚園・小中学校の園児・児童・生徒を対象に日本大学短期大学部食物栄養学科と連携した専門知識と学生の感性を生かした味覚教育や快便教育などの食育事業

妊婦及び乳幼児の保護者向け栄養教育・栄養相談の充実

妊娠している夫婦や乳児期の保護者に対し、妊娠・出産前後の生活習慣や食習慣を改善するため、講座や各種健診等を通じて栄養指導を充実します。また、妊婦や乳幼児のそれぞれの成長段階ごとに各種の相談会や必要に応じて訪問を行い、栄養相談等を充実します。

具体的取り組み

- ・ **妊婦への健康指導**
母子手帳交付時の保健師・栄養士による妊婦への栄養指導・相談
- ・ **3ヶ月児健康教室の開催**
授乳のリズムや離乳食の進め方、野菜スープの試飲など
- ・ **離乳食講習会の開催**
離乳食の進め方の実習とグループワークなど
- ・ **1歳6ヶ月児健康診査、3歳児健康診査、2歳児健康相談会、乳幼児相談会の実施**
栄養士による栄養指導・相談
- ・ **訪問栄養相談の実施**
訪問による栄養・食生活改善指導
- ・ **子育て支援施設等における研修会等の開催**
子育て支援施設等に集まる子どもたちや保護者を対象とした栄養や食生活に関する啓発

食育に関する情報提供

食育に関する市民の理解を深めるため、食育フェスタ・食育講演会や市民・団体等からの要望による出前講座を実施するとともに、食育に関する資料を収集し、啓発に努めます。また、市内販売事業者にも協力をいただきながら食育啓発を進めます。

具体的取り組み

- ・ **食育フェスタの開催**
食育に関する講演や展示及び体験
- ・ **食育講演会の開催**
食育啓発のための講演会
- ・ **食育出前講座の実施**
団体等の依頼による栄養の講話・実習
- ・ **図書館における食育関連資料の充実**
食育に関する図書館資料の収集・提供
- ・ **給食レシピ・メニューの提供及び料理教室の開催**
学校給食のメニューを家庭向けにアレンジしたレシピの提供及び料理教室

- ・事業者の協力による食育啓発

 - 販売事業者（スーパー等）による店舗等での食育啓発

食事バランスガイドの普及・啓発

各家庭で、バランスのよい献立を作っていただくために、食事バランスガイドの普及啓発に努めます。

具体的取り組み

- ・食事バランスガイドの配布・各種講座等での啓発

 - 各種講座・相談会・イベント等での食事バランスガイドの啓発

- ・食事バランスガイドを活用した料理教室の実施

 - 食事バランスガイドを普及するための料理教室

- ・販売事業者や飲食店等における食事バランスガイドの普及・啓発

 - 販売事業者（小売店・スーパー等）、飲食店等による店舗等での普及・啓発

食生活の改善指導と健康講座の充実

健診の結果や日ごろの生活習慣・食生活等をもとに、生活習慣等の問題を見つけ、保健師・栄養士による食生活の改善にむけた個別相談を充実します。

また、病気に関して正しく理解し、食事や運動の大切さを認識するとともに、健康維持・増進を図るための知識と手法を生活に取り入れる健康講座を充実します。

具体的取り組み

- ・食育健康スクールの開校

 - メタボリックシンドローム予防のための栄養・運動講座

- ・総合健康相談会の実施

 - 心身の健康に関する総合的な相談会での生活改善・栄養指導

- ・栄養個別健康相談の実施

 - 糖尿病・腎臓病・高血圧症・肥満等の疾病別の個人に応じた食事についての栄養指導

- ・糖尿病予防講座の開催

 - 糖尿病を予防するための生活改善・栄養指導

- ・内臓脂肪燃焼講座の開催

 - 内臓脂肪による肥満の人を対象の生活改善・栄養指導

- ・栄養出前健康教育の実施

 - 団体等の依頼による栄養の講話・実習

料理実習機会の充実

適切な食事のバランスや味覚、安全な食材の選び方など食生活全般について、料理実習を通して学ぶ機会を充実します。

具体的取り組み

・健康づくり料理教室の実施

地域に出向いての正しい食生活や食育についての講話や調理実習

・各種料理講習会の開催

正しい食生活や食育についての講話や調理実習

・各種女性学級・団体料理教室・親子料理教室等の開催

団体等の依頼による栄養の講話・調理実習

家庭でできること

- ・子どもの嫌いな食材の調理方法を工夫しましょう。
- ・よく噛んで食べましょう。
- ・自分自身の摂取カロリーを知りましょう。
- ・自分自身の体重や健康状態を常に把握しましょう。
- ・親子で料理を一緒にしましょう。
- ・食事バランスガイドを活用しましょう

- (2) 規則正しい食生活の実践

「早寝早起き朝ごはん」運動の推進

最近の子どもたちは、「よく体を動かし、よく食べ、よく眠る」という成長期の子どもにとって当たり前で必要不可欠な基本的生活習慣が大きく乱れています。このような家庭における食事や睡眠などの乱れを個々の家庭や子どもの問題として見過ごすことなく、社会全体の問題として地域による、一丸となった取り組みが重要な課題となっています。

そこで、子どもの基本的生活習慣の確立や生活リズムの向上につながる「早寝早起き朝ごはん」運動を積極的に展開します。

具体的取り組み

・「早寝早起き朝ごはん」運動の推進

子どもの基本的生活習慣の確立や生活リズムの向上につながる「早寝早起き朝ごはん」運動の推進

高齢者に配慮した食事の提供

毎日の食事をおいしく食べられるよう、ひとり暮らし等の高齢者へのバランスのとれた食事を提供します。

具体的取り組み

・一人暮らし高齢者等給食サービスの実施

一人暮らし等の高齢者世帯の希望者に昼食を自宅までの配送及び安否確認

幼稚園・保育園・小中学生及び保護者に対する栄養教育の推進 再掲

子どもやその保護者が、様々な体験や作法を通して、食を身近に感じ、健康増進のための知識と実践方法を学び、食事を通しての親子のふれあいや、生活リズムの向上、快食・快便など正しい食生活の伝達を図ります。

妊婦及び乳幼児の保護者向け栄養教育・栄養相談の充実 再掲

妊娠時の夫婦や乳児期の保護者に対し、妊娠・出産前後の生活習慣や食習慣を正しいものとするため、講座や各種健診等を通じて栄養指導を充実します。また、妊婦や乳幼児のそれぞれの成長段階ごとに、各種の相談会や必要に応じての訪問相談を行い、栄養相談・歯科相談を充実します。

食生活の改善指導と健康講座の充実 再掲

健診の結果等を参考に、生活習慣の問題点を見つけ出し、保健師・栄養士による食生活の改善にむけた個別相談を充実します。

また、病気に関して正しく理解し、食事や運動の大切さを認識するとともに、健康保持・増進を図るための知識と手法を生活に取り入れていける健康講座を充実します。

料理実習機会の充実 再掲

適切な食事のバランスや味覚、安全な食材の選び方など食生活全般について、料理実習を通して学ぶ機会を充実します。

食育に関する情報提供 再掲

食育に関する市民の理解を深めるため、食育フェスタや食育講演会や市民・団体等からの要望による出前講座を開催するとともに、食育に関する資料を収集し、啓発に努めます。

家庭でできること

- ・朝、昼、晩きちんと三食食べましょう。
- ・「早寝早起き朝ごはん」運動に取り組みましょう
- ・運動を心がけ、食事をしっかり摂りましょう。
- ・講演会へ積極的に参加しましょう。

- (3) 健康な歯や骨の維持・増進

健康な歯の維持・増進

生涯を通じて、自分の歯でよく噛みおいしく食べることは、心身ともに健康な生活を営むために重要です。歯・口の健康を守るために、正しい口や歯の手入れ方法の習得を促進します。また、市民を始め、企業や事業所などにも呼びかけ、歯周疾患検診の受診率向上を図ります。

具体的取り組み

健口教室の実施

学校等に出向いての歯科医師による講話と歯科衛生士による歯磨き指導

・ 8020運動の推進

8020推進員を中心に、三島市歯科医師会との連携により、噛むことの大切さや歯磨き法の習得等の推進

・ 歯周疾患検診の充実

40、50、60、70歳の10歳ごとの節目対象者に歯周疾患検診を実施

・ 歯磨き指導と口の健康管理教育の実施

1歳6ヶ月児健康診査、3歳児健康診査、2歳児健康相談会、乳幼児健康相談会、マタニティセミナー等で歯科医師や歯科衛生士による講話や歯磨き指導

健康な骨を認識する機会の充実

骨がもろくなると、ちょっとしたことで骨折し、高齢者ではそのまま寝たきりになってしまうことがあります。自分の現在の骨の状態を知り、適度な運動と栄養による骨量の増加・維持を図るための機会を充実します。

具体的取り組み

・ 健骨教室の実施

中学生を対象に骨量測定と生活・運動の指導と栄養指導

・ 骨元気相談会の開催

市役所来庁者を対象とした骨量測定と健康・栄養相談

・ 骨粗鬆症検診・講座の実施

骨密度測定による健康教育

家庭でできること

- ・食事後に歯磨きをしましょう。
- ・子どもに食後の歯磨き習慣を身につけさせましょう。
- ・よく噛んで食べましょう。
- ・歯周疾患に注意しましょう。
- ・適度な運動を心がけ、食事をしっかり摂りましょう。

「豊かな心を育む」ために

現在、家族と暮らしていても一人で食事をとる「孤食」や、家族一緒に食卓を囲んでいるのに別々の料理を食べる「個食」が見受けられます。「食」を通じたコミュニケーションは、「食」の楽しさを実感し、豊かな心を育むことができると考えられるので、楽しく食卓を囲む機会を持つように心がける必要があります。

また、食べ物のありがたさ、尊さを知るためには、子どもの頃から食物に触れ、作ることの大変さ、多くの人の苦勞や努力によって支えられていることを実感することが重要です。豊かな心を育むため、交流の機会や体験学習の場の充実を図ります。

- (1) 料理や家族団らんの機会を通じた楽しい食の確保

「家族団らんの日」の設置

夕食を家族全員でそろってとるなど家族団らんの場を作ることは、食を楽しむ家族関係を円滑にするために重要です。しかし、普段は残業等でなかなか家族そろっての食事は難しいのが現状です。

そこで、市内の企業や事業所等の関係機関と調整し、月一回程度の「家族団らんの日」を制定し、その日はなるべく家族そろって食事を取り、テレビをつけないで会話を楽しむなど、家族のきずなを深めてもらう日とします。

具体的取り組み

「家族団らんの日（仮称）」の創設

家族そろって食事をとり、会話を楽しむなど家族のきずなを深めてもらう日の制定及び推進

食を通じた交流機会の充実

共同で料理をつくる喜びや絆の大切さを実感するため、親子や地域、世代間において食を通じた交流機会を充実します。

また、地域で開催される行事・イベントにおいて食をテーマに取り上げ、食を通じた地域交流の機会を増やし、市民の関心を高めます。

具体的取り組み

・親子料理教室・おやつづくり教室

一緒につくる喜びを実感する機会を提供するための親子でのおやつを含む調理実習

・男性向け料理教室等

普段調理する機会があまりない男性を対象の調理実習

親子“みしまコロッケ”料理コンテストの開催

地元産のジャガイモや豚肉、旬の野菜などの食材で作った家庭のコロッケの親子料理コンテスト

・地域行事・イベントにおける食を通じた交流機会の充実

地口行灯等のイベント・行事における啓発活動

幼稚園・保育園・小中学生及び保護者に対する栄養教育の推進 再掲

子どもやその保護者が、様々な体験や作法を通して、食を身近に感じ、健康増進のための知識と実践方法を学び、食事を通しての親子のふれあいや、生活リズムの向上、快食・快便など正しい食生活の伝達を図ります。

家庭でできること

- ・家族そろって食事をとりましょう。
- ・食事の際はテレビを消しましょう。
- ・食に関する話題で、周りの人と話をしましょう。
- ・ピクニックやハイキングを家族で行いましょう。
- ・たけのこ狩りなどのイベントへ参加しましょう。

- (2) しつけや家庭教育による食に関する感謝の念や理解の醸成

教育ファームの推進（農林漁業体験学習）

自然の恩恵や食に関わる人々の様々な活動への感謝の念や理解を深めること等を目的として、市・学校・農業者等が実施主体となり、食の生産に関する一連の体験機会を提供します。

具体的取り組み

食農体験学習の実施

野菜の種まき、つる挿し、収穫等と収穫した野菜等を調理して食べるといった食の生産から食までの一連の体験学習

子どもたちと学校給食納入農家との交流

野菜・米等の納入農家と子どもたちが給食を通じて交流することによる、生産者の苦勞、自然の恵み等により食料が生産されることを理解する機会の提供

食に関する体験活動の充実

子どものころから食に関する感謝の念を育むため、園や小中学校において野菜を食材にした食農体験や作物栽培や調理実習など体験活動を充実します。

具体的取り組み

・食農体験学習の実施

野菜の種まき、つる挿し、収穫等と収穫した野菜等を調理して食べるといった食の生産から食までの一連の体験学習

・体験活動の推進

ジュニアリーダー研修等の中での、地元生産者との交流と旬の野菜の収穫や調理体験

学校における食育の組織的な推進

幼稚園、小中学校において、食育をテーマに年間活動計画を策定し、教育活動全般において食育を意識した教育を推進します。

また、各学校（幼稚園）に食育担当教員を分掌として位置づけ、食育担当教員による三島市食育推進委員会を開催します。

具体的取り組み

・食育年間活動計画の策定

幼稚園、小中学校で食育をテーマに年間活動計画を策定し、教育活動全般においての食育を意識した教育

家庭教育の支援の充実と食育を学ぶ機会の充実

家族団欒で楽しく食事をする事の大切さや規則正しい食事、食事時の躰、箸の使い方などを習得するため、様々な機会を通して家庭教育の支援を充実します。

また、食育に関連したテーマの講座を行い、食育を学ぶ機会を充実します。

具体的取り組み

・家庭教育学級の実施

小中学校の家庭教育学級の中での食に関する講話や調理実習

・幼児期の家庭教育セミナー、「みんなで子育て」推進事業等の開催

未就園児や幼児の親を対象の家庭教育セミナーの中での食に関する講話や調理実習

・広報への食育に関する内容や献立の掲載

広報みしまやホームページ等に食育や献立を掲載

幼稚園・保育園・小中学生及び保護者に対する栄養教育の推進 再掲

子どもやその保護者が、様々な体験や作法を通して、食を身近に感じ、健康増進のための知識と実践方法を学び、食事を通しての親子のふれあいや、生活リズムの向上、快食・快便など正しい食生活の伝達を図ります。

家庭でできること

- ・家庭でのしつけを心がけましょう。
- ・箸の正しい持ち方を知りましょう。
- ・食事の際は、いただきます ごちそうさまのあいさつをしましょう。
- ・子どもと一緒に食事の準備をしましょう。
- ・家庭菜園などの農業体験を積極的に行いましょう。

「食の安全・安心」のために

食の安全性が損なわれれば、健康に重大な影響・被害を及ぼす可能性があります。

食品の安全性をはじめとする食に関する知識と理解を深め、賢い消費者の育成を図るとともに、食品の生産・加工・流通過程における食の安全性・信頼性の確保を図ります。

- (1) 生産者・事業者等による食の安全の確保

環境保全型農業の推進

安全・安心な農産物の産地育成を図るため、有機栽培や自然農法、特別栽培農産物の推進を図ります。

特別栽培農産物

その農産物が生産された地域の慣行レベルに比べて、化学合成農薬、化学肥料をともに5割以上減らして栽培された農産物。

具体的取り組み

・有機農業・自然農法の推進

安心・安全な農作物の産地育成を図るための有機農業・自然農法の推進

・店舗における正しい情報提供

店舗（小売店・スーパー等）での産地、賞味・消費期限、保存方法などの正しい情報提供

・地場商品・旬商品コーナーの設置・販売

事業者（小売店・スーパー等）での地場商品・旬商品コーナーの設置・販売

・地元産の安全な農産物の販売促進

事業者（小売店・スーパー等）での地元契約産地の安全な農産物を販売推進

・農業用使用済みプラスチックの組織的回収推進

農業生産から発生するビニール、マルチ等の使用済みプラスチック製品の適切な回収推進

・エコファーマーの認証取得

静岡県が認証する環境にやさしい農業をおこなう農業者の認証取得を支援

法令順守とポジティブリスト制度・トレーサビリティシステムの推進

事業者自身が法令順守（コンプライアンス）を徹底するよう、啓発活動を強化します。

また、生産者にポジティブリスト制度の理解度を高めるために、「生産管理マニュアル」を作成し、ポジティブリスト制度を推進します。

トレーサビリティ導入が義務付けられている牛肉以外の食品についても自主的なトレーサビリティシステムの活用を促進します。

ポジティブリスト制度

基準が設定されていない農薬等が一定量以上含まれる食品の流通を原則禁止する制度

トレーサビリティ

野菜や肉などの生産・流通履歴

健康づくり協力店の加入促進と三島市食育推進認定店制度の創設

市内の飲食店のメニューにおいて地場産品を活用したヘルシーメニューや栄養バランス等を表示する健康づくり協力店の加入を促進します。

また、これら健康づくり協力店をステップアップした三島市食育推進認定店制度を創設します。

具体的取り組み

・健康づくり協力店の拡大

市内の「食」関連施設や飲食店のメニューの栄養成分を表示や健康情報の提供

三島市食育推進認定店制度の創設

健康づくり協力店のなかから特に食育を推進する安全・安心な店の認定

家庭でできること

- ・野菜や肉などの生産・流通履歴に関心を持ちましょう。
- ・なるべく農薬や化学肥料を減らした食材を使いましょう。
- ・安全な食材を選ぶ目を養いましょう。

- (2) 賢い消費者の育成

消費者の意識改革

買い物や調理等で、食品や食品表示を見る目を養うため、食の安全・安心や添加物、食品表示に関する講座等を開催し、知識の習得を促進します。

また、消費者自身が食の安全・安心に配慮した消費者行動を実践し、地域のリーダーとして活躍できるよう、食育を推進する人材や消費者団体の育成を図ります。

具体的取り組み

・食の安全・安心に関する講座等の充実

市民を対象の買い物や調理等で、食品や食品表示を見る目を養えるような講座

・消費者団体の育成

食の安全・安心に配慮した消費者行動を実践し、地域のリーダーとして活躍できるような消費者団体の育成の支援

給食レシピ・メニューの提供及び料理教室の開催（再掲）

幼児期からの食と環境を関連付けた環境教育の推進

幼児期からの環境教育の重要性を考慮し、環境教育教材を活用した食育や野菜の栽培などにより食への関心を高め、食と関連付けた環境教育を推進します。

具体的取り組み

・幼児環境教育推進プロジェクト

幼稚園・保育園とも同じ内容の環境教育・学習の推進

食材の本当の味を知る機会の充実

添加物等の使用を控えた食材の本来の味を知る機会の充実を図ります。また、だしの旨みを実感し、旬の食材のおいしさがわかるよう、味覚教育を推進します。

具体的取り組み

・幼児期における味覚教育

食育教室や調理実習での本来の味がわかるようにするための教育

・公民館でのみそづくり

添加物のない本来のみその味をしるための錦田公民館、中郷公民館でのみそづくりの支援

家庭でできること

- ・食品表示や添加物に関心を持ちましょう。
- ・化学調味料に頼らず、だしを活用しましょう。
- ・旬の食材を使うようにしましょう。
- ・なるべく農薬や化学肥料を減らした食材を使いましょう。

「食文化を守り、育てる」ために

地域で生産し、地域で消費する地産地消は、新鮮で安心できる食材の供給とともに、流通等に係る環境負荷の少ない仕組みとなっています。三島市では、清らかな富士山の湧水や箱根西麓を中心としたおいしい野菜といった地場産物があり、これらの流通・消費の拡大や活用した三島独自のメニュー開発を促進します。

また、バランスのとれた食事である「ごはん」を中心とした日本型食生活の再認識及び普及を図ります。さらに、郷土料理・行事食等の普及・啓発などの三島固有の食習慣や食文化の継承を促進します。

- (1) 日本型食生活の再認識と食料の確保

日本型食生活の素晴らしさの普及

イベントや料理教室等において、「ごはん」や魚料理を中心とした日本型食生活の素晴らしさの普及を図ります。

具体的取り組み

・米消費拡大推進

「ごはん」を中心とした日本型食生活の普及のための親子ご飯料理教室等の開催

・伝統行事・伝統食品の再認識

食育教室や健康づくり料理教室等で行事食や伝統食品の普及

・日本型食生活のメニュー提案

食育教室や健康づくり料理教室等での日本型食生活のメニュー提案

・米飯給食の拡大の検討

保育園、小中学校等での米飯給食の拡大の検討

ヘルシーメニューに関する情報提供の充実

地場産品を使用した健康的な献立の情報提供を充実します。

具体的取り組み

・ヘルシーメニュー推進事業

三島市の地場産品を使った健康的な献立を健康づくり協力店などに設置し、市民に紹介

旬のメニューづくりの充実

市内飲食店等において、地元で生産される優良野菜を使った「旬」のメニューの設定とともに地場野菜のPRや消費を推進します。

具体的取り組み

・旬のメニューづくり事業

市内飲食店等において、地元で生産される優良野菜(ジャガイモ、大根等)を使った「旬」のメニューの設定の推進

親子“みしまコロッケ”料理コンテストの開催(再掲)

家庭でできること

- ・食は家庭での食事が基本です。
- ・旬の食材の大切さを知り、周りに伝えましょう。
- ・お米を積極的に食べましょう。
- ・和食の良さを見直しましょう
- ・化学調味料に頼らず、だしを活用しましょう。
- ・薄味になれましょう。

- (2) 地産地消・旬産旬消の推進

三島産農産物のブランド化の推進

先駆的農業生産組織の育成と地産地消を推進する各種イベントへの支援を行い、三島産農産物の特産化を推進し、ブランド化を図ります。

具体的取り組み

- ・ **坂地区農産物特産化推進連絡会への支援**
先駆的農業生産組織等（箱根ファーマーズカントリー等）の組織の育成と地産地消を推進する各種イベントへの支援
- ・ **農業祭への支援**
農業振興と市民への農業紹介のための三島函南農協が開催する農業祭への支援
- ・ **馬鈴薯祭り・甘藷祭り・箱根大根祭り等の開催**
地産地消に関するイベント活動への支援

地産地消・旬産旬消の推進・啓発

地元の食材を地元で消費する「地産地消」や、旬の食材を使う「旬産旬消」を推進するとともに、その意義を啓発します。

具体的取り組み

- ・ **学校給食への地元農産物使用**
地産地消の推進と安心・安全な地元農産物の使用
- ・ **農産物直売所の開設・支援**
三島函南農協が開設する農産物直売所（フレッシュ）への支援
- ・ **毎土あり市の支援**
毎週土曜日の午前中、本町小中島商店会主催の本町交差点静岡銀行駐車場で開催されている「朝市」
- ・ **「みしま、農と食のおいしいフェスティバル」等の開催**
三島市の農畜産物の種類の豊富さと品質の良さを展示・紹介と交流会での生産者・事業者・消費者との意見交換
- ・ **三島の農産物を利用した土産品等の開発支援**
日本大学の学生等が地元生産者や企業等とタイアップして行う三島の特産農産物を利用した名産品等の開発に対しての支援

・ 広報による旬の食材やレシピの紹介

広報やホームページによる旬の食材やレシピの紹介

・ 地元産の安全な農産物の販売促進（再掲）

・ 販売店における地場商品・旬商品コーナーの設置（再掲）

教育ファームの推進 再掲

自然の恩恵や食に関わる人々の様々な活動への感謝の念や理解を深めること等を目的として、市・学校・農業者等が実施主体となり、食の生産に関する一連の体験機会を提供します。

ヘルシーメニューに関する情報提供の充実 再掲

地場産品を使用した健康的な献立の情報提供を充実します。

旬のメニューづくりの充実 再掲

市内飲食店等において、地元で生産される優良野菜を使った「旬」のメニューの設定とともに地場野菜のPRや消費を推進します。

家庭でできること

- ・ 旬の物の大切さを知り、周りに伝えましょう。
- ・ 三島のおいしい水をたくさん飲みましょう。
- ・ 市場や催しに出かけ、旬を知りましょう。
- ・ 味付けを薄くし、食材の味を知りましょう。
- ・ 買い物の際は、地元産や旬の農産物を選びましょう。

- (3) 地域固有の食習慣、食文化の継承

郷土料理の掘り起こしと広報の充実

三島市の各地域に伝わる薬膳料理・伝承料理の掘り起こしを行うとともに、行事食（正月、節句等）の継承などを、郷土の食育として広報活動を充実します。

具体的取り組み

- ・ふるさとの薬膳・伝承料理収集事業
三島市に伝わる薬膳料理・伝承料理の掘り起こしとPR
- ・伝統行事・伝統食品の再認識（再掲）
- ・日本型食生活のメニュー提案（再掲）

食育に関する情報提供 再掲

食育に関する市民の理解を深めるため、食育フェスタや食育講演会や、市民・団体等からの要望による出前講座を開催するとともに、食育に関する資料を収集し、啓発に努めます。

家庭でできること

- ・食にかかわる伝統行事を見直しましょう。
- ・おざく等の伝統的な料理法を学びましょう。
- ・お年寄りに昔の料理について聞きましょう。

「環境を未来に引き継ぐ」ために

食料の生産は自然の恩恵の上に成り立っています。「食」は豊かな自然環境があってこそといえます。

食べ物のありがたさ、尊さを知ると同時に、豊かな自然環境を享受しながら、継承することの大切さを実感するためには、子どもの頃から食物に触れ、作ることの大変さを理解し、環境に関する意識を高めることが重要であり、体験学習の場の充実を図ります。

そのため、三島市がこれまで進めてきた環境政策と関連付け、食育を推進します。

- (1) 自然の恵みに感謝する心の育成

三島の恵まれた湧水や食材に感謝する心の育成

三島市は富士山からの湧水など素晴らしい自然に恵まれ、箱根西麓を中心とした野菜など食材にも恵まれています。これらの自然の恵みに感謝する心の育成のため、食農教育や環境教育を進めます。

具体的取り組み

・環境保全講演会の開催

身近な環境問題から地球環境問題などの様々な環境についての講演会の開催

・ジュニアリーダー研修の実施

自然体験等研修を通しての自然に対し感謝の心を持ったリーダーの育成・研修

幼児期からの食と環境を関連付けた環境教育の推進 再掲

幼児期からの環境教育の重要性を考慮し、環境教育教材を活用した食育や野菜の栽培などにより食への関心を高め、食と関連付けた環境教育を推進します。

食に関する体験活動の充実 再掲

子どものころから食に関する感謝の念を育むため、園や小中学校において野菜を食材にした食農体験や作物栽培や調理実習など体験活動を充実します。

環境保全型農業の推進 再掲

安全・安心な農産物の産地育成を図るため、有機栽培や自然農法、特別栽培農産物の推進を図ります。

家庭でできること

- ・「生きること」＝「食べること」であり、命のリレーであることを伝えましょう。
- ・「いただきます」、「ごちそうさま」、「ありがとう」の感謝の気持ちを言いましょう。
- ・家庭菜園などの農業体験を積極的に行いましょう。

- (2) 環境にやさしいエコライフ (エコクッキング) の実践

三島市環境基本計画との連携

食育に関する施策を、環境施策や環境活動と関連付け、食と環境をともに考えて、三島市環境基本計画を計画的かつ着実に推進します。

具体的取り組み

・三島市環境基本計画の進行管理

食育に関する施策について、環境に関する施策・環境活動と位置付け、食と環境をともに考える環境基本計画の進行管理

地域循環型社会の推進

地域ゼロエミッションを実現するための施策について検討します。

地域循環型社会の実現に寄与するために食品残さの堆肥化や飼料化によるリサイクル、廃食油や菜種油燃料の活用（菜の花プロジェクト）などの検討・導入にあたり、学校給食と連携を図りながら食育を念頭において推進します。

具体的取り組み

マイ・バック&マイ・ハシ持参運動の推進

各種講座やイベント等を通じたの買物袋・箸の携帯、利用の普及・啓発

食材を大切にするとエコ料理の普及・啓発

各種料理教室等での大根など葉も皮もすべて使い切る「一物全体食」の導入と広報での残りもの野菜などを利用した献立の紹介などの食材を大切にするとエコ料理の普及・啓発

・地域循環型社会推進プロジェクト

学校給食等と連携を図り、食品残さの堆肥化・飼料化によるリサイクル、廃食油・菜種油燃料の活用（菜の花プロジェクト）などの検討・導入

・店舗等におけるリサイクルボックスの設置・回収

事業者（スーパー等）での食品トレーやペットボトル、牛乳パックなどの回収

・家庭での生ごみ処理機購入費補助・生ごみ処理容器無償貸与制度の周知

家庭での生ごみ処理機購入費補助及び生ごみ処理容器（コンポスト容器・ぼかし容器）の無償貸与制度の周知

・飲食店・販売店における食べ残しの出ない量の工夫

食品残さを少なくするため、バラ売りや少量パックでの販売

家庭でできること

- ・ 食べ残しの出ない量を把握し、調理しましょう。
- ・ ごみを減らすよう工夫しましょう。
- ・ 買物袋を持参するなど買い物時からエコライフを意識しましょう。
- ・ 大根の葉や皮なども使い切るなど、「一物全体食」を心がけましょう。
- ・ 水も大切な資源です。節水に努めましょう。
- ・ 使い終わったてんぷら油などは紙などに吸い取らせて捨てましょう。
- ・ フリーマーケットなどを活用し、リサイクルに努めましょう。

第5章 計画の推進管理

第5章 計画の推進管理

1 推進組織

本計画を着実に推進していくためには、計画の進捗状況を常にチェックし、取り組み内容を修正するなど、柔軟に対応していくことが求められます。

このため、定期的に本計画の進捗を監視し、新たな提案を含め、常に計画を推進していく組織として、本計画の策定時に設置した組織を継続、又は見直しを図っていきます。

(1) 三島市食育推進市民会議

各界、各層から幅広く意見や提案を求めるため、食育に関係のある有識者や専門家を始め、各種団体、食料生産者、販売者代表、消費者代表、公募市民などからなる「三島市食育推進市民会議」を引き続き設置し、専門的立場や市民・事業者の観点から、本計画の点検・評価を行います。

(2) 三島市民・学生食育ワーキング

食育に熱心な市民や日本大学短期大学部食物栄養学科の学生などによるワーキングを設置し、市民レベルの食育について、様々な角度から意見、提案を募集し、新たな食育活動に結びつけていきます。

(3) 庁内食育推進会議

行政内部の関係課長からなる「庁内食育推進会議」を継続し、複数の課で実施する食育関連事業の情報、意見交換を図り、事業の連携を深め、本計画の行政事務事業における総合的な推進を図ります。

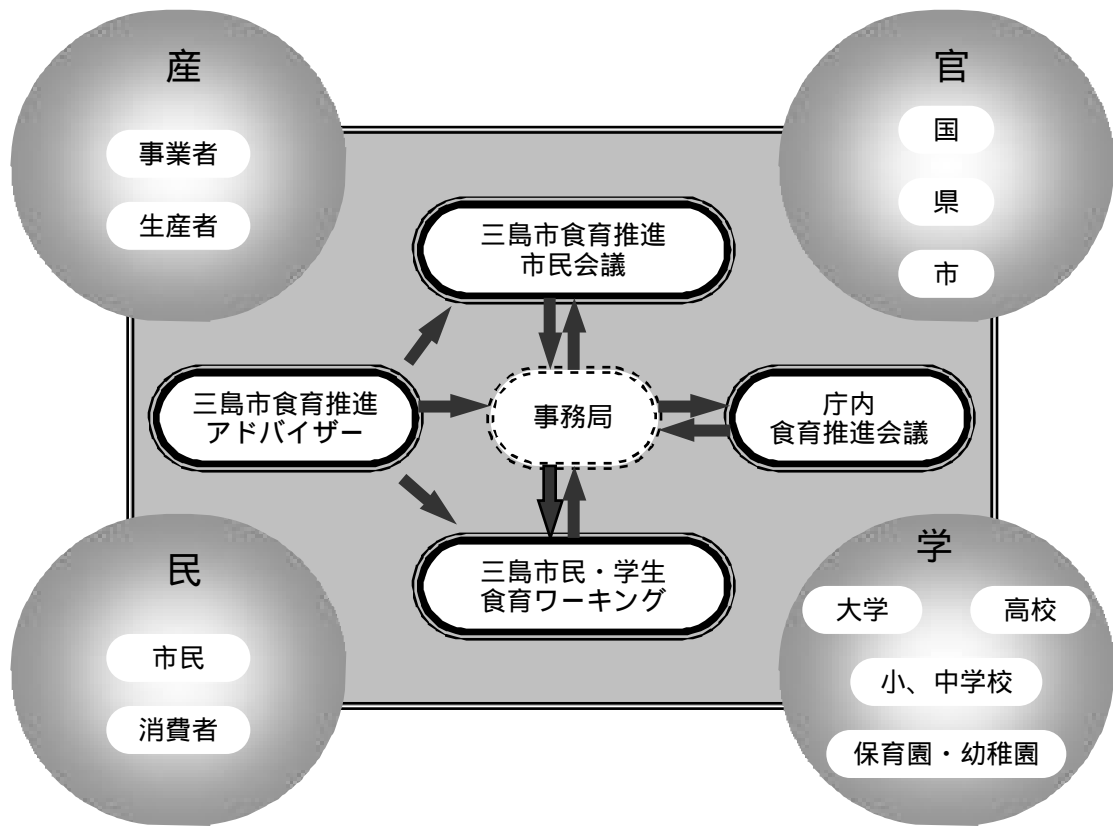
(4) 食育推進アドバイザー

食に関わる研究に従事する大学教授などの有識者に依頼し、食育推進アドバイザーを設置します。食育先進都市に向け、食育の推進に対する理念や方向性及び具体的施策などについて専門的見地からのアドバイスをを行います。

2 管理体制

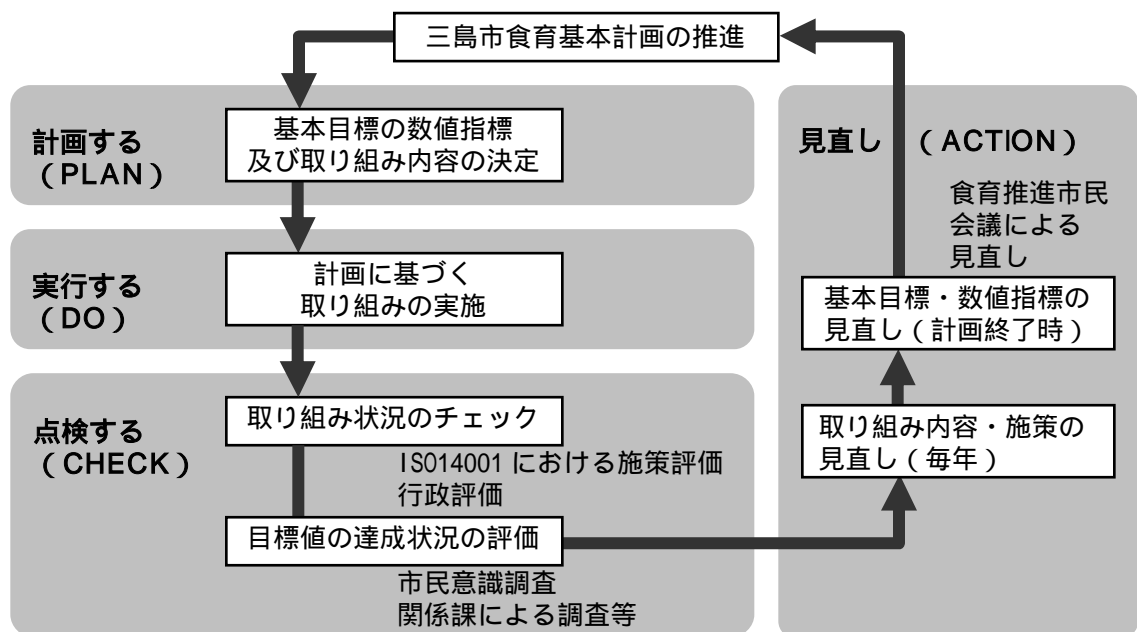
上記で設置した組織を有効的に運用し、それぞれの役割が十分発揮されるよう体制を整備することが必要です。三島市では、これら組織の機能を最大限生かす中で、産・官・学・民の協働のもと、本計画の推進を図ります。

推進管理体制のイメージ図は次のとおりです。



3 目標達成評価フロー（P D C Aサイクルの活用）

計画に掲げた基本目標を達成するため、取り組みの方向で示した施策及び家庭での取り組みなどの進捗状況をチェックするとともに、数値指標を評価し、取り組みの内容を定期的に見直していく仕組みをフロー図として示します。



參考資料

参考資料

1 食育に関する参考資料

(1) 健康状態

血圧の有所見者数の割合は 58.9% となっており、国や県に比べ低くなっています。

一方で、総コレステロールの有所見者数の割合は 57.8%、糖尿病の有所見者数の割合は 30.6% となっており、国や県に比べ高くなっています。

肥満者の割合は、女性に比べ男性で高く、特に男性の 40 歳代で高くなっています。

表 基本健康診査有所見者数の割合

単位：人

| | 血圧 | | | | | | | | |
|-----|------------|-----------|-------|-----------|-------|---------|-------|---------|-----|
| | 受診者数 | 正常高値 | | 軽症高血圧 | | 中等度高血圧 | | 重症高血圧 | |
| | | 率 (%) | 率 (%) | 率 (%) | 率 (%) | 率 (%) | 率 (%) | | |
| 三島市 | 13,943 | 4,461 | 32.0 | 3,358 | 24.1 | 364 | 2.6 | 32 | 0.2 |
| 静岡県 | 354,702 | 93,371 | 26.3 | 90,246 | 25.4 | 23,188 | 6.5 | 10,559 | 3.0 |
| 全国 | 12,608,216 | 3,042,246 | 24.1 | 3,096,597 | 24.6 | 956,720 | 7.6 | 357,143 | 2.8 |

| | 総コレステロール | | | | | | |
|-----|------------|-----------|-------|-----------|-------|-----------|------|
| | 受診者数 | 要指導 (a) | | 要指導 (b) | | 要医療 | |
| | | 率 (%) | 率 (%) | 率 (%) | 率 (%) | 率 (%) | |
| 三島市 | 13,943 | 5,097 | 36.6 | 1,773 | 12.7 | 1,182 | 8.5 |
| 静岡県 | 354,631 | 82,731 | 23.3 | 42,883 | 12.1 | 38,820 | 10.9 |
| 全国 | 12,420,564 | 2,605,978 | 21.0 | 1,785,600 | 14.4 | 1,413,123 | 11.4 |

| | 糖尿病 | | | | |
|-----|------------|-----------|-------|---------|-------|
| | 受診者数 | 要指導 | | 要医療 | |
| | | 率 (%) | 率 (%) | 率 (%) | 率 (%) |
| 三島市 | 13,943 | 2,840 | 20.4 | 1,422 | 10.2 |
| 静岡県 | 337,619 | 34,991 | 10.4 | 30,730 | 9.1 |
| 全国 | 11,879,421 | 1,150,019 | 9.7 | 995,188 | 8.4 |

資料：庁内資料（平成 17 年度）

表 肥満者（BMI = 25 以上）の割合（40 歳以上）

単位：人

| | | 40 代 | 50 代 | 60 代 | 70 代 | 80 代以上 | 計 |
|----|-----------|-------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 男性 | 受診者数 | 238 | 487 | 1,621 | 1,856 | 540 | 4,742 |
| | BMI 25 以上 | 97 | 178 | 546 | 535 | 96 | 1,452 |
| | 割合 | 40.8% | 36.6% | 33.7% | 28.8% | 17.8% | 30.6% |
| 女性 | 受診者数 | 1,092 | 2,135 | 3,095 | 2,767 | 1,073 | 10,162 |
| | BMI 25 以上 | 199 | 504 | 817 | 845 | 273 | 2,638 |
| | 割合 | 18.2% | 23.6% | 26.4% | 30.5% | 25.4% | 26.0% |

資料：庁内資料（平成 18 年度）

(2) 食料自給率

カロリーベースの食料自給率は昭和40年度の73%から減少を続け、平成10年度以降は40%と横ばいとなっています。これは、世界の先進国の中では最低の水準です。

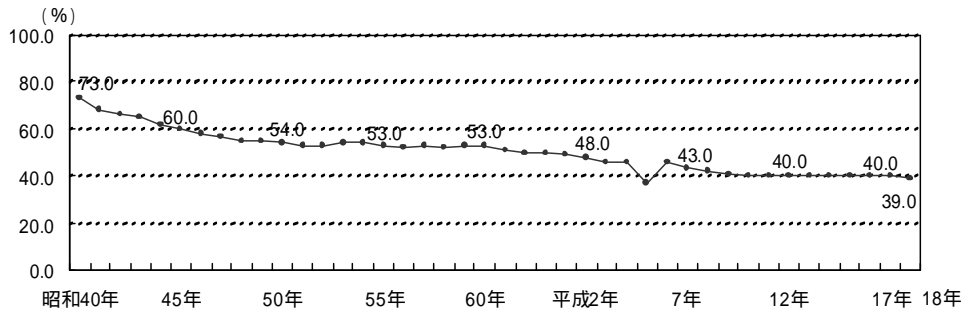
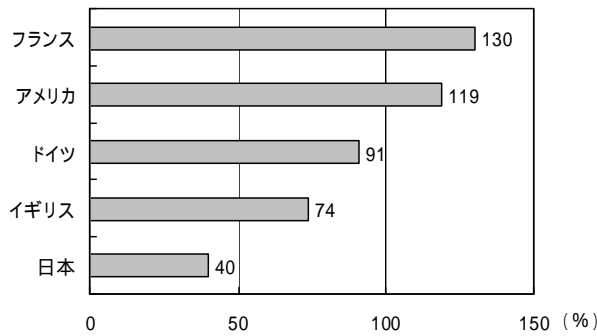


図 わが国の食料自給率の推移

資料：農林水産省 食料自給率(「食料需給表」)



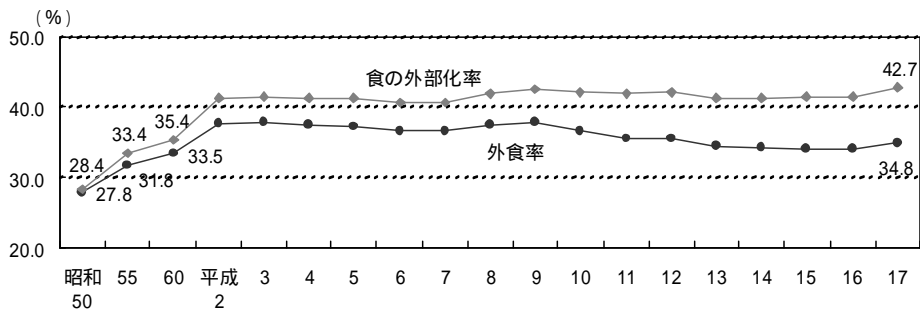
各国で食料自給率(カロリーベース)について公表されているものがないことから、FAOのデータを基に農林水産省で試算。

図 主要先進国の食料自給率(平成14年)

資料：農林水産省 食料自給率(「食料需給表」)

(3) 食の外部化率と外食率

食の外部化率は平成17年において42.7%となっており、昭和50年に比べ約14ポイント増加しています。外食率は平成17年において34.8%となっており、昭和50年に比べ7ポイント増加しています。近年は食の外部化率、外食率ともに横ばいとなっていますが、中食や外食などの外部の食の依存度は高い状況となっています。



資料：(財)外食産業総合調査研究センターによる推計

2 食育基本法

附則

二十一世紀における我が国の発展のためには、子どもたちが健全な心と身体を培い、未来や国際社会に向かって羽ばたくことができるようにするとともに、すべての国民が心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らすことができるようにすることが大切である。

子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要である。

今、改めて、食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。

もとより、食育はあらゆる世代の国民に必要なものであるが、子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるものである。

一方、社会経済情勢がめまぐるしく変化し、日々忙しい生活を送る中で、人々は、毎日の「食」の大切さを忘れがちである。

国民の食生活においては、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、過度の瘦(そう)身志向などの問題に加え、新たな「食」の安全上の問題や、「食」の海外への依存の問題が生じており、「食」に関する情報が社会に氾(はん)濫する中で、人々は、食生活の改善の面からも、「食」の安全の確保の面からも、自ら「食」のあり方を学ぶことが求められている。

また、豊かな緑と水に恵まれた自然の下で先人からはぐくまれてきた、地域の多様性と豊かな味覚や文化の香りあふれる日本の「食」が失われる危機にある。

こうした「食」をめぐる環境の変化の中で、国民の「食」に関する考え方を育て、健全な食生活を実現することが求められるとともに、都市と農山漁村の共生・対流を進め、「食」に関する消費者と生産者との信頼関係を構築して、地域社会の活性化、豊かな食文化の継承及び発展、環境と調和のとれた食料の生産及び消費の推進並びに食料自給率の向上に寄与することが期待されている。

国民一人一人が「食」について改めて意識を高め、自然の恩恵や「食」に関わる人々の様々な活動への感謝の念や理解を深めつつ、「食」に関して信頼できる情報に基づく適切な判断を行う能力を身に付けることによって、心身の健康を増進する健全な食生活を実践するために、今こそ、家庭、学校、保育所、地域等を中心に、国民運動として、食育の推進に取り組んでいくことが、我々に課せられている課題である。

さらに、食育の推進に関する我が国の取組が、海外との交流等を通じて食育に関して国際的に貢献することにつながることも期待される。

ここに、食育について、基本理念を明らかにしてその方向性を示し、国、地方公共団体及び国民の食育の推進に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年における国民の食生活をめぐる環境の変化に伴い、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進することが緊要な課題となっていることにかんがみ、食育に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、食育に関する施策の基本となる事項を定めることにより、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成)

第二条 食育は、食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成に資することを旨として、行われなければならない。

(食に関する感謝の念と理解)

第三条 食育の推進に当たっては、国民の食生活が、自然の恩恵の上に成り立っており、また、食に関わる人々の様々な活動に支えられていることについて、感謝の念や理解が深まるよう配慮されなければならない。

(食育推進運動の展開)

第四条 食育を推進するための活動は、国民、民間団体等の自発的意思を尊重し、地域の特性に配慮し、地域住民その他の社会を構成する多様な主体の参加と協力を得るものとするとともに、その連携を図りつつ、あまねく全国において展開されなければならない。

(子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割)

第五条 食育は、父母その他の保護者にあつては、家庭が食育において重要な役割を有していることを認識するとともに、子どもの教育、保育等を行う者にあつては、教育、保育等における食育の重要性を十分自覚し、積極的に子どもの食育の推進に関する活動に取り組むこととなるよう、行われなければならない。

(食に関する体験活動と食育推進活動の実践)

第六条 食育は、広く国民が家庭、学校、保育所、地域その他のあらゆる機会とあらゆる場所を利用して、食料の生産から消費等に至るまでの食に関する様々な体験活動を行うとともに、自ら食育の推進のための活動を実

践することにより、食に関する理解を深めることを旨として、行われなければならない。

(伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献)

第七条 食育は、我が国の伝統のある優れた食文化、地域の特性を生かした食生活、環境と調和のとれた食料の生産とその消費等に配慮し、我が国の食料の需要及び供給の状況についての国民の理解を深めるとともに、食料の生産者と消費者との交流等を図ることにより、農山漁村の活性化と我が国の食料自給率の向上に資するよう、推進されなければならない。

(食品の安全性の確保等における食育の役割)

第八条 食育は、食品の安全性が確保され安心して消費できることが健全な食生活の基礎であることにかんがみ、食品の安全性をはじめとする食に関する幅広い情報の提供及びこれについての意見交換が、食に関する知識と理解を深め、国民の適切な食生活の実践に資することを旨として、国際的な連携を図りつつ積極的に行われなければならない。

(国の責務)

第九条 国は、第二条から前条までに定める食育に関する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第十条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、食育の推進に関し、国との連携を図りつつ、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(教育関係者等及び農林漁業者等の責務)

第十一条 教育並びに保育、介護その他の社会福祉、医療及び保健(以下「教育等」という。)に関する職務に従事する者並びに教育等に関する関係機関及び関係団体(以下「教育関係者等」という。)は、食に関する関心及び理解の増進に果たすべき重要な役割にかんがみ、基本理念にのっとり、あらゆる機会とあらゆる場所を利用して、積極的に食育を推進するよう努めるとともに、他の者の行う食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

2 農林漁業者及び農林漁業に関する団体(以下「農林漁業者等」という。)は、農林漁業に関する体験活動等が食に関する国民の関心及び理解を増進する上で重要な意義を有することにかんがみ、基本理念にのっとり、農林漁業に関する多様な体験の機会を積極的に提供し、自然の恩恵と食に関わる人々の活動の重要性について、国民の理解が深まるよう努めるとともに、教育関係者等と相互に連携して食育の推進に関する活動を行うよう努めるものとする。

(食品関連事業者等の責務)

第十二条 食品の製造、加工、流通、販売又は食事の提供を行う事業者及びその組織する団体(以下「食品関連事業者等」という。)は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、自主的かつ積極的に食育の推進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する食育の推進に関する施策その他の食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

(国民の責務)

第十三条 国民は、家庭、学校、保育所、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、生涯にわたり健全な食生活の実現に自ら努めるとともに、食育の推進に寄与するよう努めるものとする。

(法制上の措置等)

第十四条 政府は、食育の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十五条 政府は、毎年、国会に、政府が食育の推進に関して講じた施策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 食育推進基本計画等

(食育推進基本計画)

第十六条 食育推進会議は、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食育推進基本計画を作成するものとする。

2 食育推進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 食育の推進に関する施策についての基本的な方針
- 二 食育の推進の目標に関する事項
- 三 国民等の行う自発的な食育推進活動等の総合的な促進に関する事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 食育推進会議は、第一項の規定により食育推進基本計画を作成したときは、速やかにこれを内閣総理大臣に報告し、及び関係行政機関の長に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

4 前項の規定は、食育推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県食育推進計画)

第十七条 都道府県は、食育推進基本計画を基本として、当該都道府県の区域内における食育の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県食育推進計画」という。)を作成するよう努めなければならない。

2 都道府県(都道府県食育推進会議が置かれている都道府県にあっては、都道府県食育推進会議)は、都道府県食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

(市町村食育推進計画)

第十八条 市町村は、食育推進基本計画(都道府県食育推進計画が作成されているときは、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画)を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画(以下「市町村食育推進計画」という。)を作成するよう努めなければならない。

2 市町村(市町村食育推進会議が置かれている市町村にあっては、市町村食育推進会議)は、市町村食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

第三章 基本的施策

(家庭における食育の推進)

第十九条 国及び地方公共団体は、父母その他の保護者及び子どもの食に対する関心及び理解を深め、健全な食習慣の確立に資するよう、親子で参加する料理教室その他の食事についての望ましい習慣を学びながら食を楽しむ機会の提供、健康美に関する知識の啓発その他の適切な栄養管理に関する知識の普及及び情報の提供、妊産婦に対する栄養指導又は乳幼児をはじめとする子どもを対象とする発達段階に応じた栄養指導その他の家庭における食育の推進を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

(学校、保育所等における食育の推進)

第二十条 国及び地方公共団体は、学校、保育所等において魅力ある食育の推進に関する活動を効果的に促進することにより子どもの健全な食生活の実現及び健全な心身の成長が図られるよう、学校、保育所等における食育の推進のための指針の作成に関する支援、食育の指導にふさわしい教職員の設置及び指導的立場にある者の食育の推進において果たすべき役割についての意識の啓発その他の食育に関する指導体制の整備、学校、保育所等又は地域の特色を生かした学校給食等の実施、教育の一環として行われる農場等における実習、食品の調理、食品廃棄物の再生利用等様々な体験活動を通じた子どもの食に関する理解の促進、過度の瘦(そう)身又は肥満の心身の健康に及ぼす影響等についての知識の啓発その他必要な施策を講ずるものとする。

(地域における食生活の改善のための取組の推進)

第二十一条 国及び地方公共団体は、地域において、栄養、食習慣、食料の消費等に関する食生活の改善を推進し、生活習慣病を予防して健康を増進するため、健全な食生活に関する指針の策定及び普及啓発、地域における食育の推進に関する専門的知識を有する者の養成及び資質の向上並びにその活用、保健所、市町村保健センター、医療機関等における食育に関する普及及び啓発活動の推進、医学教育等における食育に関する指導の充実、食品関連事業者等が行う食育の推進のための活動への支援等必要な施策を講ずるものとする。

(食育推進運動の展開)

第二十二条 国及び地方公共団体は、国民、教育関係者等、農林漁業者等、食品関連事業者等その他の事業者若しくはその組織する団体又は消費生活の安定及び向上等のための活動を行う民間の団体が自発的に行う食育の推進に関する活動が、地域の特性を生かしつつ、相互に緊密な連携協力を図りながらあまねく全国において展開されるようにするとともに、関係者相互間の情報及び意見の交換が促進されるよう、食育の推進に関する普及啓発を図るための行事の実施、重点的かつ効果的に食育の推進に関する活動を推進するための期間の指定その他必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に当たっては、食生活の改善のための活動その他の食育の推進に関する活動に携わるボランティアが果たしている役割の重要性にかんがみ、これらのボランティアとの連携協力を図りながら、その活動の充実が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。

(生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等)

第二十三条 国及び地方公共団体は、生産者と消費者との間の交流の促進等により、生産者と消費者との信頼関係を構築し、食品の安全性の確保、食料資源の有効な利用の促進及び国民の食に対する理解と関心の増進を図るとともに、環境と調和のとれた農林漁業の活性化に資するため、農林水産物の生産、食品の製造、流通等における体験活動の促進、農林水産物の生産された地域内の学校給食等における利用その他のその地域内における消費の促進、創意工夫を生かした食品廃棄物の発生の抑制及び再生利用等必要な施策を講ずるものとする。

(食文化の継承のための活動への支援等)

第二十四条 国及び地方公共団体は、伝統的な行事や作法と結びついた食文化、地域の特色ある食文化等我が国の伝統のある優れた食文化の継承を推進するため、これらに関する啓発及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

(食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進)

第二十五条 国及び地方公共団体は、すべての世代の国民の適切な食生活の選択に資するよう、国民の食生活に関し、食品の安全性、栄養、食習慣、食料の生産、流通及び消費並びに食品廃棄物の発生及びその再生利用の状況等について調査及び研究を行うとともに、必要な各種の情報の収集、整理及び提供、データベースの整備その他食に関する正確な情報を迅速に提供するために必要な施策を講ずるものとする。2 国及び地方公共団体は、食育の推進に資するため、海外における食品の安全性、栄養、食習慣等の食生活に関する情報の収集、食育に関する研究者等の国際的交流、食育の推進に関する活動についての情報交換その他国際交流の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

第四章 食育推進会議等

(食育推進会議の設置及び所掌事務)

第二十六条 内閣府に、食育推進会議を置く。

2 食育推進会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 食育推進基本計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、食育の推進に関する重要事項について審議し、及び食育の推進に関する施策の実施を推進すること。

(組織)

第二十七条 食育推進会議は、会長及び委員二十五人以内をもって組織する。

(会長)

第二十八条 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(委員)

第二十九条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第九条第一項に規定する特命担当大臣であって、同項の規定により命を受けて同法第四条第一項第十七号に掲げる事項に関する事務及び同条第三項第二十七号の三に掲げる事務を掌理するもの(次号において「食育担当大臣」という。)

二 食育担当大臣以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

三 食育に関して十分な知識と経験を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第三号の委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

第三十条 前条第一項第三号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第三号の委員は、再任されることができる。

(政令への委任)

第三十一条 この章に定めるもののほか、食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(都道府県食育推進会議)

第三十二条 都道府県は、その都道府県の区域における食育の推進に関して、都道府県食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、都道府県食育推進会議を置くことができる。

2 都道府県食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

(市町村食育推進会議)

第三十三条 市町村は、その市町村の区域における食育の推進に関して、市町村食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、市町村食育推進会議を置くことができる。

2 市町村食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(内閣府設置法の一部改正)

第二条 内閣府設置法の一部を次のように改正する。

第四条第一項に次の一号を加える。

十七 食育の推進を図るための基本的な政策に関する事項

第四条第三項第二十七号の二の次に次の一号を加える。

二十七の三 食育推進基本計画(食育基本法(平成十七年法律第六十三号)第十六条第一項に規定するものをいう。)の作成及び推進に関すること。

第四十条第三項の表中「少子化社会対策会議 少子化社会対策基本法」を「食育推進会議 食育基本法 少子化社会対策会議 少子化社会対策基本法」に改める。

理由

近年における国民の食生活をめぐる環境の変化に伴い、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進することが緊要な課題となっていることにかんがみ、食育に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、食育に関する施策の基本となる事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

3 策定組織名簿

(1) 三島市食育推進市民会議 委員名簿

| 所属 | 職名 | 氏名 |
|---------------------------------|---------|--|
| 日本大学短期大学部食物栄養学科 | 教授 | 吉田 隆子 |
| 三島市医師会 | 会長 | 池田 純介 |
| 三島市歯科医師会 | 会長 | 西原 和行 |
| 三島市自治会連合会 | 会長 | 鈴木 藤男 |
| 三島市保健委員会 | 会長 | 瀬川 美恵子 |
| 三島市消費者連絡協議会 | 会長 | 杉山 綾子 |
| 三島市商工会議所女性部 | 理事 | 前田 多可子 |
| 三島市校長会 | 会長 | 津金澤 文雄 |
| 三島市子ども会連合会 | 指導者養成部長 | 鈴木 直子 |
| 三島市PTA連絡協議会 | 会長 | 中莖 幸治 |
| 三島市私立幼稚園園長会 | 会長 | 月野 宰子 |
| 三島市公立幼稚園園長会 | 会長 | 吉田 美和子 |
| 三島市民間保育園園長会 | 会長 | 瀬川 芳孝 |
| 三島市公立保育園園長会 | 会長 | 堀谷 直子 |
| J A 三島函南青壮年部 | 代表 | 高杉 正彦 |
| マックスバリュ東海株式会社 | 営業推進本部 | 坂本 公 |
| 株式会社C F S コーポレーション | フード事業本部 | 望月 孝美 |
| MOA自然農法三島普及会 | 事務局長 | 脇田 富雄 |
| きゃろっとポテトの会 (三島市食育推進ボランティア) | 会長 | 山下 桂子 (第 1 回) 湯川 松江 (第 2 回会議 ~) |
| 三島花の会 | 会長 | 遠藤 節子 |
| 三島食育推進会 | 会長 | 福田 后佐子 |
| 自然派ママたちの座談会 | 主催者 | 土屋 利絵 |
| 食育活動実践グループ | 代表 | 木村 隼人 |
| 公募市民 | | 谷村 和枝 |
| 公募市民 | | 山之内紀公子 |
| 公募市民 | | 木場 良彦 |

は座長

(2) 三島市食育推進ワーキンググループ 委員名簿

| 所属 | 職名 | 氏名 |
|----------------------|--------|---------|
| 公募市民 | | 飯山 成子 |
| 公募市民 | | 木場 良彦 |
| 公募市民 | | 佐野 昌弘 |
| 公募市民 | | 鈴木 智子 |
| 公募市民 | | 谷村 和枝 |
| 公募市民 | | 山田 俊和 |
| 公募市民 | | 山之内紀公子 |
| 日本大学短期大学部専攻科食物栄養専攻学生 | | 高橋 千尋 |
| 日本大学短期大学部専攻科食物栄養専攻学生 | | 森 仁美 |
| 日本大学短期大学部食物栄養学科学生 | | 木村 隼人 |
| 日本大学短期大学部食物栄養学科学生 | | 後藤 喜久夫 |
| 日本大学短期大学部食物栄養学科学生 | | 高村 美帆 |
| 日本大学短期大学部食物栄養学科学生 | | 和久田 ありさ |
| 環境企画課 | 室長 | 長谷川 博康 |
| 子育て支援課 | 副主任栄養士 | 武井 恭子 |
| 若葉保育園 | 園長補佐 | 大屋 厚子 |
| 長寿介護課 | 主任 | 中澤 万寿美 |
| 農政課 | 係長 | 吉田 純一郎 |
| 観光推進課 | 主査 | 朝木 紀智 |
| 学校教育課 | 指導主事 | 野口 厚 |
| 沢地幼稚園 | 主任教諭 | 武士 貞子 |
| 生涯学習課 | 主幹 | 勝又 幹雄 |
| 健康増進課 | 技術主幹 | 渡辺 弘子 |

(3) 庁内食育推進会議 名簿

| 所属 | 氏名 |
|----------|-------|
| 民生部長 | 山田 敏文 |
| 環境企画課長 | 松田 忠治 |
| 子育て支援課長 | 土屋 雅夫 |
| 長寿介護課長 | 土屋 正雄 |
| 農政課長 | 土屋 主久 |
| 商工振興課長 | 井原 基 |
| 観光推進課長 | 海野 豊彦 |
| 行政課長 | 高橋 久義 |
| 広報広聴課長 | 長野 哲也 |
| 地域安全課長 | 諏訪 公隆 |
| まちなみ再生課長 | 内田 肇 |
| 学校教育課長 | 大木 静雄 |
| 生涯学習課長 | 竹本 勝雄 |
| 図書館長 | 小松 繁生 |
| 健康増進課長 | 小池 満 |

4 策定経過

| 日時 | 会議 |
|-------------------|---|
| 平成 19 年 5 月 8 日 | 第 1 回庁内食育推進会議 ・三島市の食育推進事業について ・三島市食育基本計画について |
| 平成 19 年 6 月 25 日 | 第 1 回三島市食育推進ワーキンググループ ・三島市の食育推進について |
| 平成 19 年 6 月 29 日 | 第 1 回職員ワーキンググループ ・三島市の食育推進事業について ・三島市食育基本計画について |
| 平成 19 年 7 月 11 日 | 第 1 回三島市食育推進市民会議 ・三島市の食育推進事業について ・三島市食育基本計画について ・食育基本計画策定のためのアンケートについて |
| 平成 19 年 7 月 12 日 | 第 2 回庁内食育推進会議 ・三島市食育基本計画について ・食育基本計画策定のためのアンケートについて |
| 平成 19 年 9 月 12 日 | 第 2 回三島市食育推進ワーキンググループ ・市民意識調査の結果について ・三島市食育基本計画の体系について |
| 平成 19 年 9 月 27 日 | 第 2 回職員ワーキンググループ ・市民意識調査の結果について ・三島市食育基本計画の体系について |
| 平成 19 年 10 月 3 日 | 第 3 回庁内食育推進会議 ・市民意識調査の結果について ・三島市食育基本計画の体系について |
| 平成 19 年 10 月 3 日 | 第 3 回三島市食育推進ワーキンググループ ・三島市の食に関する現状と課題について |
| 平成 19 年 10 月 24 日 | 第 4 回三島市食育推進ワーキンググループ ・課題に対する市民の取り組みについて |
| 平成 19 年 11 月 21 日 | 第 2 回三島市食育推進市民会議 ・市民意識調査の結果について ・三島市食育基本計画案について |
| 平成 19 年 11 月 28 日 | 第 5 回三島市食育推進ワーキンググループ ・三島市食育基本計画案について |
| 平成 19 年 12 月 14 日 | 第 4 回庁内食育推進会議 ・三島市食育基本計画案について |
| 平成 19 年 12 月 19 日 | 第 3 回三島市食育推進市民会議 ・三島市食育基本計画案について |
| 平成 20 年 2 月(予定) | 第 5 回庁内食育推進会議 |
| 平成 20 年 2 月(予定) | 第 4 回三島市食育推進市民会議 |